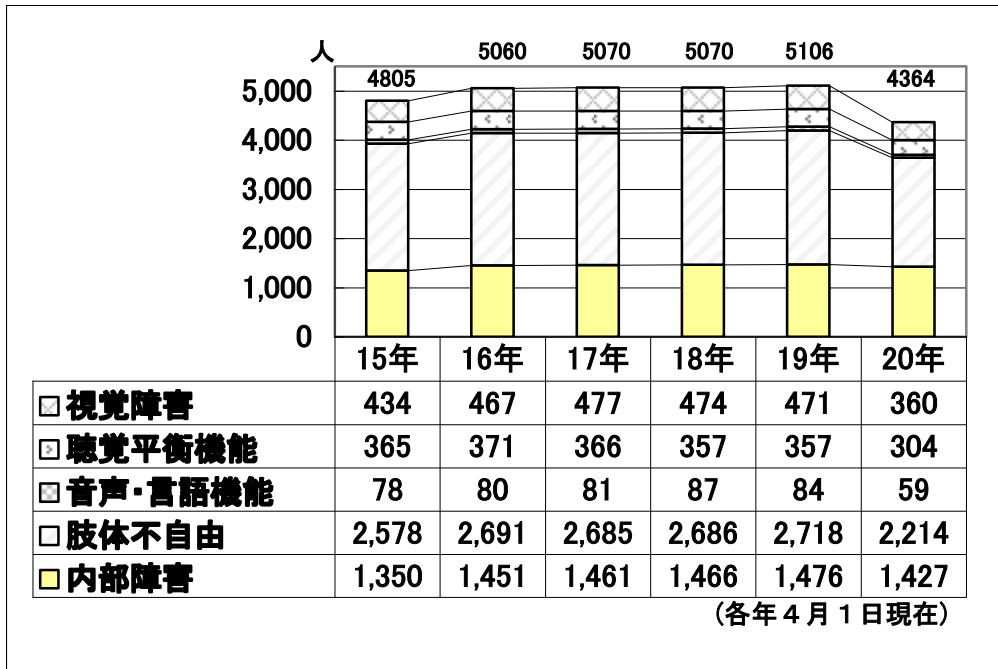


## 第6章 障害者計画

### 1 障害者・障害児の現状

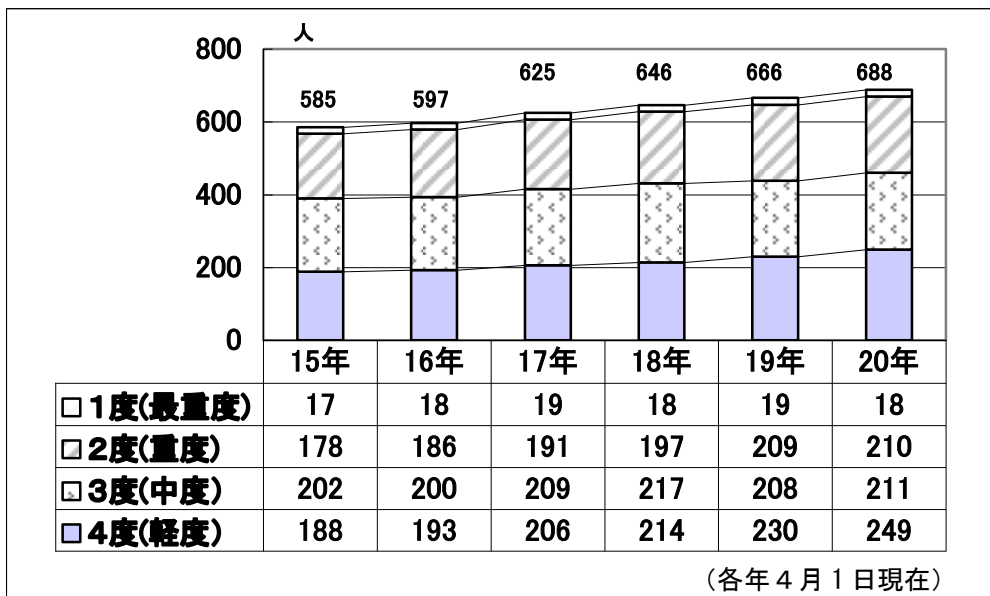
- 本区の障害者、障害児の数は、平成20年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,364人、愛の手帳所持者（知的障害者）が688人、精神障害者保健福祉手帳所持者が551人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の83.4%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の66.9%を占めています。
- 身体障害者手帳所持者のうち、1（最重度）・2級の手帳所持者の割合は、全体の51.5%で約半数を占めています。身体障害を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約3分の2を占めており（63.8%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。
- 愛の手帳所持者数を5年前の平成15年と比較すると17.6%の増加となっています。愛の手帳では、数、割合とも2度と4度の増加が顕著です（2度は32人、18%増。4度は61人、13.2%増）。愛の手帳所持者のうち、1・2度の手帳所持者の割合は、全体の33.1%であり、5年前の33.3%からほぼ横ばいで推移しています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者を平成17年と比較すると、10.0%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成20年4月1日現在1,286人で、6年前の精神保健福祉法による通院医療費公費負担制度の利用者（1,010人）と比較すると27.3%の増加となっています。

【図表】 6-1 身体障害者手帳所持者数の推移

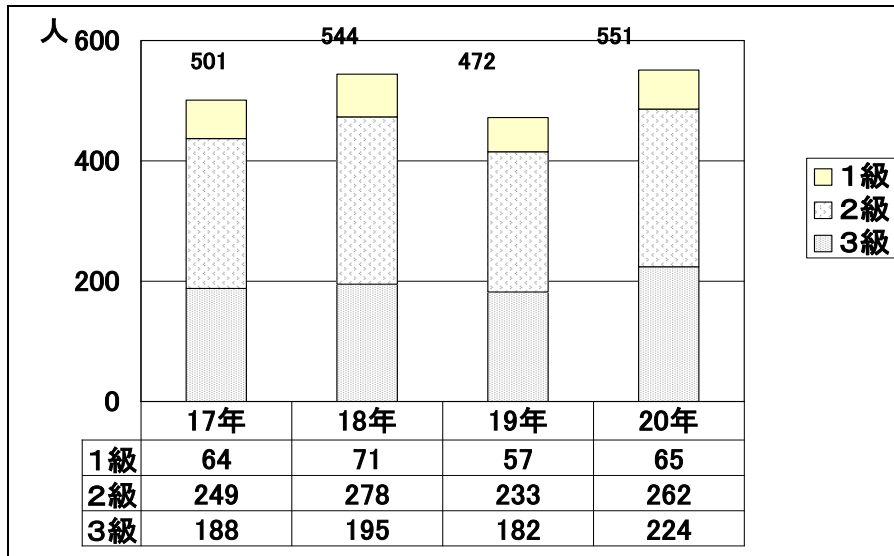


※ 身体障害者手帳所持者数は、平成20年から新電算システム稼働に伴い住民基本台帳のデータにより算出しました。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていました。

【図表】 6-2 愛の手帳所持者数の推移



【図表】 6-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(各年4月1日現在)

○ 平成20年4月1日現在の施設への入所者は、下表のとおりとなっています。

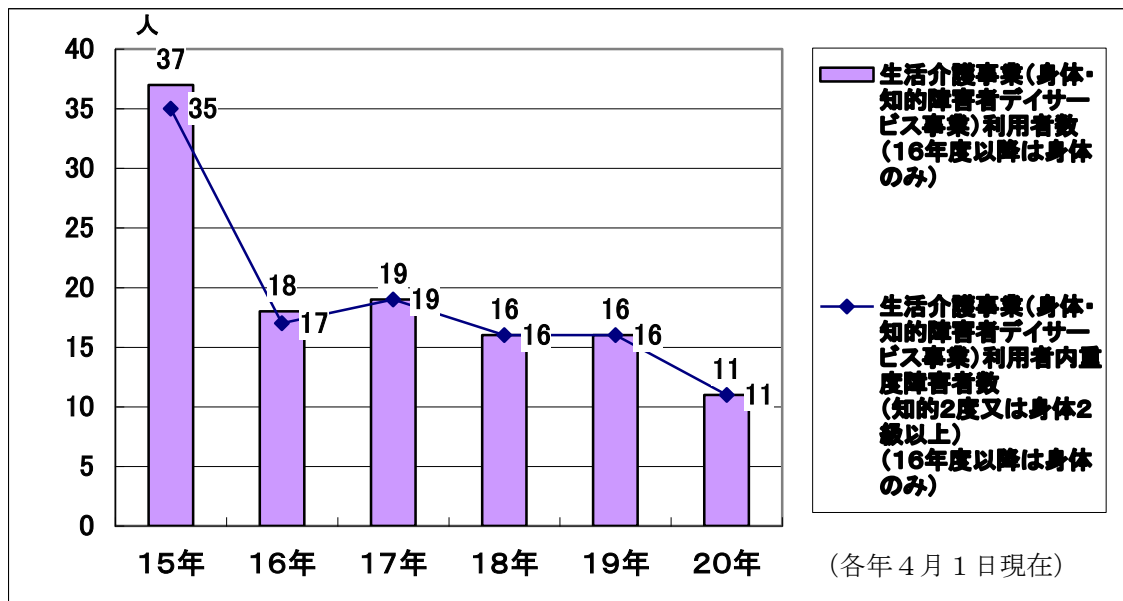
【図表】 6-4 更生施設等入所者数 (平成20年4月1日現在)

		都内	都外	合計
身体障害者	更生施設	5人	2人	7人
	授産施設	4人	0人	4人
	療護施設	2人	5人	7人
	計	11人	7人	18人
知的障害者	更生施設	33人	56人	89人
	授産施設	5人	2人	7人
	通 勤 寮	1人	0人	1人
	計	39人	58人	97人

○ 文京福祉センターでは平成15年度から支援費制度に基づく身体・知的障害者デイサービス事業を実施してきましたが、平成16年度に知的障害者デイサービス事業を本郷福祉センターに移管し、また平成18年10月から障害者自立支援法が本格実施され、これに基づく生活介護事業として実施しています。平成17年度以降、重度化率(身体2級以上)は100%となっています。

また、平成20年4月から文京区重症心身障害児(者)通所事業(東京都より委託。文京福祉センターにて実施)に5人が移行しています。

【図表】 6-5 文京福祉センター障害者デイサービス事業及び生活介護事業利用者数の推移



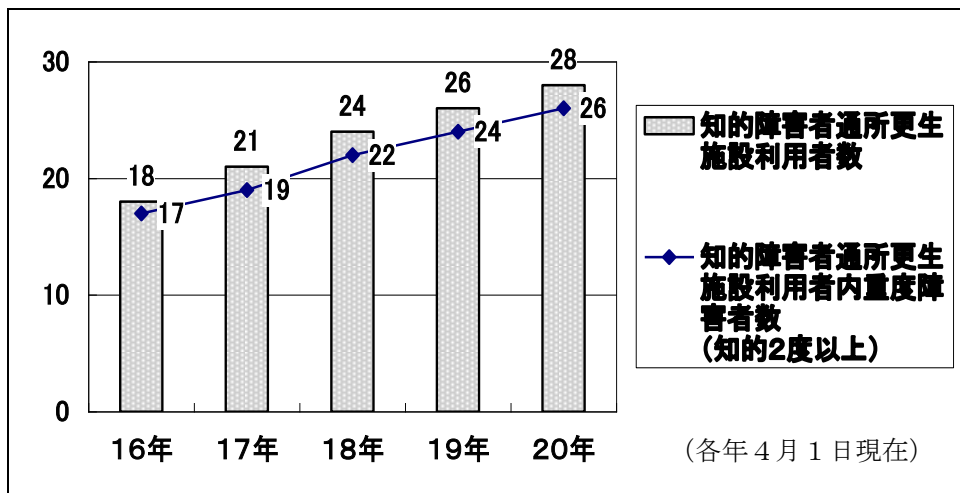
※1 平成16年度から知的障害者は本郷福祉センターの通所更生施設へ移行

※2 平成18年度から身体障害者デイサービス事業が生活介護事業へ移行

※3 平成20年度から生活介護事業利用者5人が文京区重症心身障害児(者)通所事業へ移行

○ 平成16年度に知的障害者通所更生施設である本郷福祉センターを開設しました。通所により、生活指導、作業訓練等を行っています。開設から利用者数は漸増し、平成16年度と比べて10人の増加となっています。

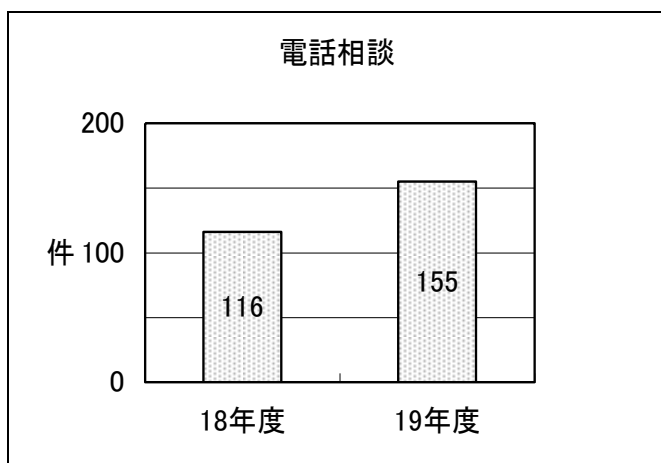
【図表】 6-6 本郷福祉センター知的障害者通所更生施設利用者数の推移



- 療育相談の件数は、平成19年度、電話相談が155件、新規相談が87件となっています。保健サービスセンターや保育園からの相談を中心に相談件数が増えています。新規相談を主訴別で見るとことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達がこれに続いています。

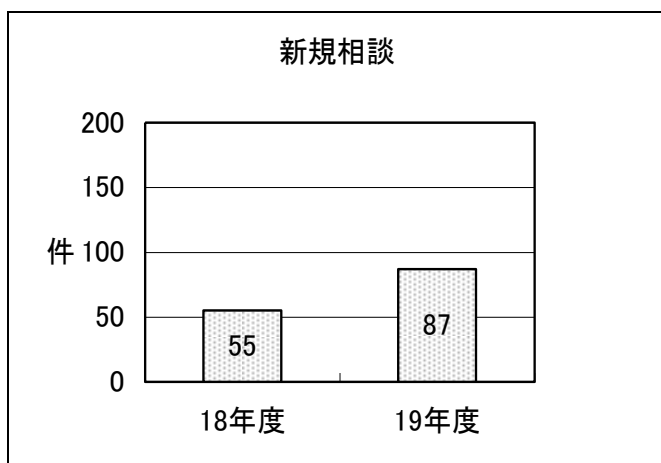
**【図表】 6-7-1 電話相談（随時受付）**

電話相談等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他の機関を紹介することもあります。

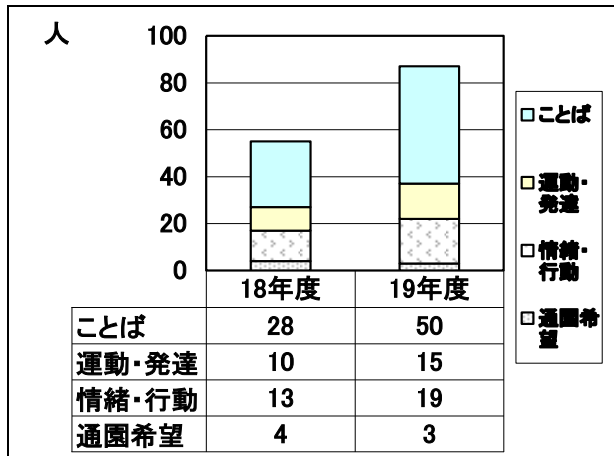


**【図表】 6-7-2 新規相談（面接による相談・予約受付）**

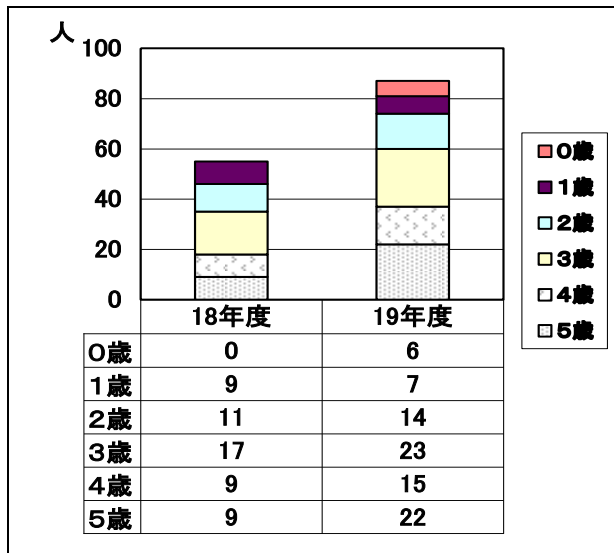
発達全般についてお子さんと保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。



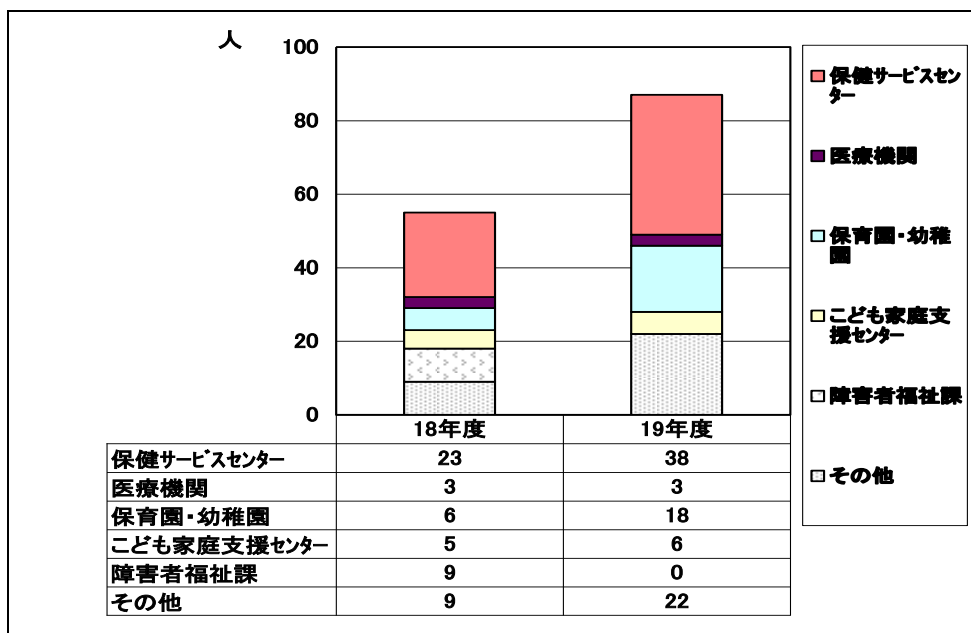
【図表】 6-7-3 面接による新規相談（主訴別）



【図表】 6-7-4 面接による新規相談（年齢別）

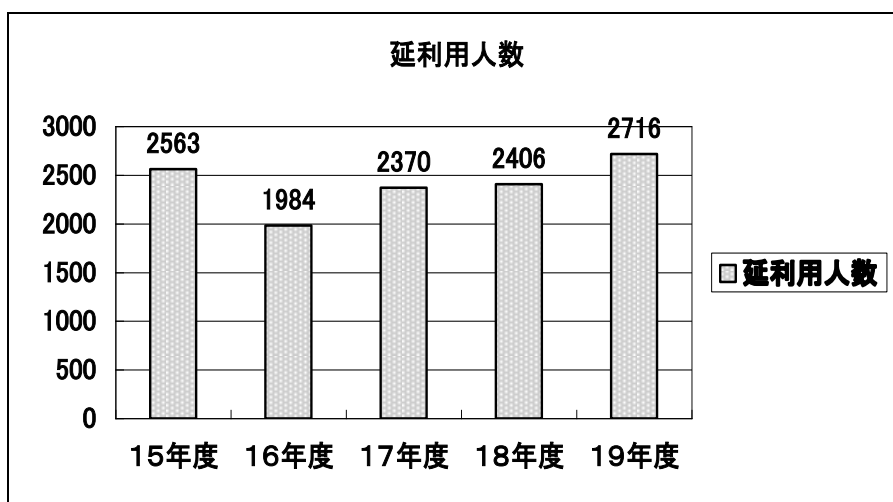


【図表】 6-7-5 面接による新規相談（紹介経路別）



- 文京福祉センターの児童デイサービス事業「ひまわり園」では、療育相談担当と連携を取りながら、機能訓練や集団生活などへの適応能力の向上を図るための社会適応訓練などをおこなっています。就学前の幼児が対象で、週2回から4回の利用ができます。平成20年4月1日現在の登録者数は24人です。療育相談における相談件数の増加に伴い、ひまわり園の延利用者数は増加しています。

【図表】 6-8 児童デイサービス利用者数



※平成18年10月からは、障害者自立支援法上の事業として実施

## 実態調査結果と課題（障害者計画）

本計画の策定に向け、区内の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児の生活実態、障害福祉サービスの利用状況及び障害者福祉施策への意向などを把握するため、平成19年度に聞き取り調査（インタビュー）法による障害者（児）実態調査を実施しました。その結果の概要と調査結果等から得られた課題は、次のとおりです。

### （１） 障害者の地域自立生活への支援

#### ① 日常生活支援サービスの充実

- 福祉サービスについては、現行サービスの量や質の改善を求める声が聞かれた。ヘルパーや短期入所、日中活動、日常生活用具や補装具、手話通訳等について、さらなる充実が必要である。
- 制度運用について、自己決定や支援の利用要件の緩和、必要なときに円滑に利用できる柔軟性等を求める意見が挙げられた。また公的負担や手続きをわかりやすくすることや、手続きの簡素化が求められている。

障害者が社会生活を送る上で福祉サービスの利用は非常に重要な位置を占めており、サービスの質・量両面での充実が求められるとともに、個々人のニーズに合わせて必要なサービスの利用ができるような制度が求められている。

#### ② 生活の場の確保

- 家族と暮らしている人からは親が高齢になった時の不安、一人暮らしの人からは緊急時や老後の不安を訴える声が多く挙げられた。住み慣れた土地で暮らすために、また家族とすぐに会える環境で暮らすために、身近な場所に入所系施設を求める声が非常に強かった。
- 障害者の介護をするために家族の負担が重くなっており、身体的な負担、精神的な負担、経済的な負担、また介護に時間が取られ仕事との両立が難しいといった現状が見られた。介護者のレスパイトや介護者の急用時などに短期で入所できる施設が必要とされている。



- 住居の確保について、民間のアパートに入居を断られたり、バリアフリーになっ  
ておらず入居できないなどの問題があった。

将来にわたって生活を維持していくための生活の場が必要であり、入所施設に  
関する求めが挙げられた。福祉センター建替えが計画されているが、建替え後の  
施設では新たに入所施設を希望する声が多い。

また、在宅の場合には住居の確保についての支援も求められている。

### ③ 保健・医療サービスの充実

- 障害者は医療的な支援が必要となるが、医療費の負担が大変という声や、リハビ  
リテーションの機会を増やしてほしいとの要望、今後医療が必要になった時に公的  
サービスが受けられるかどうかといった不安の声がある。

体調に関しての不安、体調により社会参加が制限されるということがあり、病  
状の安定、回復への希望が大きい。医療と福祉でお互いの情報を共有し、連携し  
て、よりよいサービス提供をすることが求められている。

### ④ 相談体制の整備

- どこに相談してよいかわからなかったり、相談できる人（専門家）や場所が少な  
く、不安を抱えている人が多い。ワンストップで対応できる総合相談窓口の創設、  
専門職やソーシャルワーカー\*の適切な配置、緊急時にいつでも利用できる窓口の  
設置などにより、区民が気軽に安心して相談できる体制作りが求められている。
- 区役所の窓口対応については、ソーシャルワーカーの設置、時間外における対応、  
外出にハンデのある障害者の相談しやすい体制が必要とされている。また、部署  
間の連携強化と、区民の立場に立った対応方法や意識の改善、相談業務を行う職  
員の資質や専門性の向上などによる、窓口対応の向上が求められている。

相談体制については、ワンストップで相談でき、専門的な視点から適切なアド  
バイスが受けられる体制が求められている。また、関係機関同士をつなぐ総合的  
なコーディネート機能を充実させ、障害特性に合わせた専門的支援に結び付ける  
ことが望まれる。

\* ソーシャルワーカー 行政や福祉施設、医療機関等いろいろな場で、生活上の問題を抱えた人  
の相談に応じ、家族、関係者や様々な社会資源をつないで、その人が問題を解決し地域で安心し  
て生活することができるよう支援を行う者。

## ⑤ 多様な方法による情報提供

- 情報について、どこで手に入ればよいか分からない、内容が難しいなどの意見がある。具体的には、区報やホームページをより分かりやすくするように改善を求める声、メールでの情報提供を望む声などがあつた。障害特性に配慮し、多角的な手段を用いた柔軟な情報提供が求められている。
- 情報の質・量の両面について、障害者自ら判断できるようさらなる改善が求められている。内容面では、利用できる福祉サービスや施設の情報などが求められており、ニーズに合わせた情報提供が求められる。

情報提供については、必要な時に十分に得られないといった声があり、情報媒体・提供方法の工夫や内容の充実など、様々な角度からの対応が求められている。

## ⑥ 自立生活のための権利擁護の充実

- 障害者が地域で自立生活を営んでいくには様々な生活上の不安があり、自己決定を支援し権利を守るための様々なサポートが必要とされる。財産管理の不安に関しては、「財産保全管理サービス」「成年後見制度」など権利擁護に関する情報を普及させることが必要である。

自分の意思に基づいて、地域で自立した生活を継続していくためには、障害者の権利を守るための様々なサービスが求められる。

## ⑦ 防災・安全対策の充実

- 緊急時や災害時の不安があげられている。防災マニュアルや防災セットなどの防災対策の整備や、防災訓練に参加しやすい体制が求められている。また、災害時に情報を得られるか不安の声もあり、個々のニーズに配慮したリアルタイムでの情報提供が求められている。
- 体調の急変時など、万一の際の、主に緊急通報手段の確保を求める声がある。

災害時や緊急時における対応も大きな課題である。防災対策の整備と情報

提供方法の工夫、また緊急時の連絡手段の確保が求められている。

## ⑧ 経済的支援

- 収入が不足していたり、就労が難しく経済面での不安を持つ人も多い。給付額の増加と個々のニーズに応じた柔軟な給付が求められている。
- 支出面では、障害者自立支援法に関する制度の複雑さと経済的負担をあげる人が多い。利用者負担の更なる軽減策や活用できる制度についての情報を広めることが望まれる。

必要なサービスを利用するためには、高額な利用料が発生する場合があります、年金や手当で生活している障害者にとっては、その経済的負担は非常に大きい。適切にサービスを利用するためにも経済的負担軽減の方策が必要である。

## (2) 就労への支援

- 就労に関しては、就職したいという希望と就職に対する不安、あるいは就労に消極的な意見もあり、個々人のニーズに合わせた支援が必要である。また、障害児の保護者からは本人の卒業後の将来に対する不安があり、就労支援の推進と卒業後の進路の幅を広げることが求められている。
- 働く場がない、限られてしまうという意見が大半を占め、就職活動を行うにも大変苦労している現状がある。就労の機会の増加や就職しやすい制度、就労支援の充実を望む声があり、作業所の増設、技能取得に関する支援が求められている。
- 個々人のニーズに合わせた働き方ができるよう、障害者が働きやすい環境を総合的な視点から整えていくことが求められており、多様な就業形態、通勤における配慮、施設のバリアフリー、職場での円滑なコミュニケーションなどが求められている。
- 障害があることによる差別の問題や、職場や周囲の障害に対する理解不足が挙げられた。障害者理解の啓発活動が求められている。

障害者が地域で自立した生活を送っていくためには、その意欲と能力に応じて働き続けることが重要である。そのためには、個々人に合わせた、就労に必要な知識や能力向上の訓練や、働く場の増加、就労継続などの多面的な支援が必要である。障害者就労支援センターを中心としたネットワーク作りと総合的な就労支援が求められている。

### (3) 子どもの発達・育成に向けた支援

#### ① 障害の早期発見・早期療育体制の強化

- 乳幼児健診の際に確実に障害を発見して欲しいという要望や、子どもの発達の遅れに気づいた時、まずどこに行けばいいのかわからなかったという声があった。相談窓口に関する情報の積極的提供と同時に、発達の遅れに気づいた機関からスムーズに療育相談部門につなげていく体制づくりが求められる。
- 相談を受けた職員が、他機関と十分連携をとりながら、個々のケースに合わせた、専門性のある柔軟な対応をすることで、親の思いを十分に受け止めることができ、子どもの発達・育成への支援につながる。

子どもの発達支援にとって、成長段階のできるだけ早い時期に、障害等を発見することは重要である。早期に障害を発見し、確実に療育相談部門につなげるため、発達や相談窓口に関する情報を十分に提供していくことと、関係機関の連携が求められる。

#### ② 就学前・就学後に対応した支援の充実

- 就学後も継続して、福祉センターで受けているような、専門的な療育訓練を受けられる機会を望む声が多くあった。就学後の療育機会の拡充が求められる。
- 幼稚園・保育園での障害児保育の充実への声と同時に、各施設での、職員の資質の向上や専門職員の配置への要望も多く、職員の意識の向上や研修体制の充実が求められる。
- 特別支援学級設置校の増設や学校間の格差縮小への希望も多く聞かれた。特別支援教育の更なる充実を図ることが求められる。
- タクシー券を含む送迎サービスの充実及び兄弟も含めた緊急時支援や一時預か

りなど家族支援サービスの充実を望む声強い。

- 就学後の親からは、放課後支援の充実を望む声強い。その他、交流余暇活動への希望やヘルパー、ボランティア制度の内容充実への声も多く聞かれた。

療育訓練の機会の拡充や特別支援学級の整備など制度の充実と同時に、子どもの育ちの基礎となる家庭を含めた支援が必要である。子どもの成長を視野に入れた、長期的な制度や政策を実施していくことが求められる。

### ③ 相談機能及び相談支援体制の充実

- 職員の対応が不親切であったり、専門知識に欠けるなど、職員の側の意識や能力に関する声がきかれた。保護者の気持ちに沿った適切な対応や、専門知識の習得、など職員の資質の向上が求められる。
- それぞれの相談機関がばらばらで、どこに主に相談するのか相談機関の板ばさみになったという声が多く聞かれた。職員には、関係機関との、連携の要となるソーシャルワーク機能が求められる。
- 親同士の情報交換の場や、日常生活での不安・悩み等を吐き出せるような場を、積極的に設けて欲しいとの声強い。親同士の交流を促す支援のための場が求められる。
- 乳幼児から学校卒業までの、継続的な相談支援体制を望む声も強い。
- 保健・医療・福祉・教育等施設間の連携不足への不満の声が多く、各施設・機関での情報の共有と連携の強化が課題として浮かび上がる。

乳幼児から就学そして学校卒業までの期間、継続的な相談と適切な対応を行うことは、利用者の抱える不安の軽減や問題の解決にとって重要である。福祉センターと教育センターの連携強化等により、継続性のある総合相談体制の充実を図ることが求められる。

## (4) ひとにやさしいまちづくりの推進

### ① 安全で快適な生活環境の整備

- 病院、民間企業、交通機関におけるバリアフリーの整備、歩道上のバリアに対する歩道の整備、外出の際に不可欠な障害者用トイレの設置や運用について等、公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進が求められている。
- 歩道上の放置自転車に対しては、駐輪場の整備と自転車利用のマナー向上が望まれる。また、住宅改修等に対するニーズに合わせた柔軟な対応が求められている。

障害者にとって、物理的バリアフリーの推進が社会生活を向上させるうえで不可欠である。文京区福祉環境整備要綱等に基づく、公共的な施設の積極的なバリアフリー化と、自転車利用等に関するマナー向上が求められる。

### ② 外出支援サービスの充実

- 本人の外出を直接的に支える担い手として、ガイドヘルパーのニーズが特に高く、また通所系サービス等での送迎や移動介助についても必要性が高い。これらのサービスの充実と、利用時間等についての柔軟な対応が求められている。
- タクシー券やガソリン代の補助、リフト付福祉タクシーに関する要望が聞かれた。

ガイドヘルプや移動に関する福祉サービスは、障害者が社会生活を送る上で非常に重要であり、各障害を通して求める声が高かった。障害特性に即して個々のニーズを十分に満たすため、サービスの充実と柔軟な対応が求められる。

### ③ ノーマライゼーションの理念の普及

- 障害者に対する差別や偏見といった心理的バリアは外出や社会参加、就労、地域生活を阻害する大きな壁の一つであり、障害者の社会参加の促進と障害者理解に対する啓発活動が必要である。

「心のバリアフリー」については、あらゆる障害を通して大きな課題となっている。障害者のより一層の社会参加の促進、福祉教育の推進、長期的で継続した啓発活動、住民のボランティアな活動や交流の推進等が求められる。

## (5) 社会参加と地域交流の促進

- 先行きの見通しの立ちにくさや地域の偏見や無理解から、現状以外の生活を望まない、望めないという閉塞感が広がっている。様々なニーズに対応して、安心して生活でき、継続的に社会参加ができる環境づくり、コミュニティへの参加の促進が必要である。
- 困ったときに頼れる相手がないことが課題であり、行政からのアプローチと地域の見守り体制づくりが求められる。また、当事者同士の交流の場も、気軽に相談をしたり、必要な支援や情報を得るうえで重要である。
- 家族や介護者にかかる負担が大きい。家族の負担を軽減するための支援や本人以外の家族への支援、また家族が安心して相談できる相談体制の整備、気軽に話のできる交流の場の提供などが求められている。
- 余暇の楽しみや恋愛や結婚（出会い）への期待もあり、そうした機会を得て自己実現を図るためにサークルなどの交流の場や余暇支援の充実が求められている。

生涯にわたり地域で安心して暮らし自己実現を図るためには、社会との関わりが不可欠であり、必要な時に地域の中で必要な支援が得られ、また自ら豊かな地域社会づくりに関わるのが大切である。積極的に社会参加やコミュニケーションを図るための支援と、豊かなコミュニティづくりが求められている。

## 2 障害者・障害児に関する重点課題

### ○ 自立生活支援に向けた地域資源、相談支援体制の充実

障害者が、住み慣れた地域において自立した社会生活を送るためには、様々なサービスの質・量両面の充実が求められます。グループホームの設置や、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の多様なサービスの提供をさらに進めるとともに、地域での生活を維持するための生活の場であり、施設から地域への移行を支援する機能や、在宅福祉を補完する機能を強化した地域生活支援型入所施設を整備します。

また、地域で安心して生活を送るためには、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の確保が重要です。平成19年度には障害者地域自立支援協議会を設置し検討を進めているところであり、充実した相談体制の確立と、事業者、雇用、医療など関連する分野を含めて専門的な支援のできるネットワークの構築を目指します。

### ○ 障害者就労支援センターを中心とする就労支援

障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等を行う機関として障害者就労支援センターを平成19年度に開設し、一般就労や就労定着の促進を図ってきました。引き続き、障害者就労支援センターを中心として就労に向けた支援を行うとともに、就労に必要な訓練、職場の開拓、福祉、保健、雇用等の関係機関によるネットワークの構築など就労支援のさらなる充実に取り組みます。

### ○ 関係機関の連携による子どもの発達、育成への支援

障害のある子どもは、他の子どもと同じ子どもとしての育ちを保障するとともに、子どもの時期からの専門的な支援が必要です。保健、医療、教育等の多様な関係機関と連携して情報の共有化等を行い、障害の早期発見に努めるとともに、発達段階に応じて継続した支援を進めます。また、就学後の療育機会の拡充や特別支援教育の充実を図るとともに、障害や福祉サービスに関する情報提供を積極的に行っていきます。

### ○ 地域生活を支えるひとにやさしいまちづくり

障害者をはじめ、すべての人が住みなれた地域で安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ひとにやさしいまちづくりの推進が不可欠です。区内の公共的施設について、誰もが利用しやすいよう文京区福祉環境整備要綱に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、障害があっても偏見や誤解を受けることなく社会参加できるよう、様々な機会を通じて障害についての正しい知識を広め、障害者と地域の交流を推進します。



### 3 計画事業と目標（障害者計画）

#### （1） 計画の目標

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法の目的である障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを踏まえ、障害者一人ひとりが地域の一員として尊重され、地域の中で自分らしい自立した暮らしを続けることができるまちを目指します。

#### （2） 基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

- 障害のある人もない人も同じように一人ひとりが個性を持った人であり、互いに違いを認め尊重し合うことを基本的な考え方として、ともに地域社会の中で暮らしていくための施策を進めていきます。
- 障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所や必要とする障害福祉サービスを選択し、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
- 障害者が、住み慣れた地域で、自己実現を図り、主体性自立性をもって日々の生活を送るためには、多様なサービスの提供が求められます。特に地域で自立して暮らすために必要となる情報提供や相談窓口の充実、グループホームの設置や、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の多様なサービスの提供を進めます。また、緊急時や災害時にも適切な対応ができるよう防災・安全対策の充実を図ります。
- 障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の確保が重要です。そのため適切かつ専門的な相談支援が実施できる体制を確保するとともに、事業者、雇用、医療など関連する分野の関係者からなる障害者地域自立支援協議会を設置するなど相談支援のネットワークを構築します。
- 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用と、施設から地域への移行を積極的に支援する機能や、グループホームの緊急時のバックアップ機能など在宅福祉を補完する機能を強化した施設を整備します。
- 障害者が地域で自立した生活を送っていくには、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働けるようにしていくことが重要です。そのために、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行うとともに、公共職業安定所等と連携を図り、職場を開拓するとともに、障害の特性に応じた就労支援策を推進します。

また、障害者の就労支援を図るためには、生活面と就労面の支援を切れ目なく行うことが必要であるため、福祉、保健、雇用等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築します。

- 障害の早期発見、早期療育を推進するため、保健、医療、教育等の多様な関係機関と連携し、健診及び相談の充実を図ります。

保護者の理解と協力のもと発達段階に応じた個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との情報の共有化等により、乳幼児期から就学期、卒業後にいたる継続した障害児及び家族の支援を進めます。

また、就学後の療育機会の拡充や特別支援教育の充実を図るとともに、障害や福祉サービスに関する情報提供を積極的に行っていきます。

- 障害者をはじめ、すべての人が住みなれた地域で安全で、快適な生活を送っていけるよう、また、積極的に社会参加ができるよう、ユニバーサルデザイン\*の考え方を取り入れたひとにやさしいまちづくりを進めます。そのために、文京区福祉環境整備要綱に基づき、区内の公共的性格を有する建築物を、建築主の協力により誰でも利用しやすいよう整備を進めるとともに、区道、公園、公衆トイレ等のバリアフリー化を推進します。また、ハード面の整備に合わせて、心のバリアフリーや情報のバリアフリーの実現を目指します。

- 障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、必要なサービス提供とともに、地域での相談や情報提供の充実など、きめ細かな、多岐にわたる施策の推進が必要となります。

また、一人ひとりの障害の程度や様々なライフステージに対応したサービスを適切に提供していくためには、行政だけではなく、社会福祉法人やボランティア、NPO、民間福祉団体などが果たす役割が重要となっており、地域福祉の主要な担い手として支援していきます。

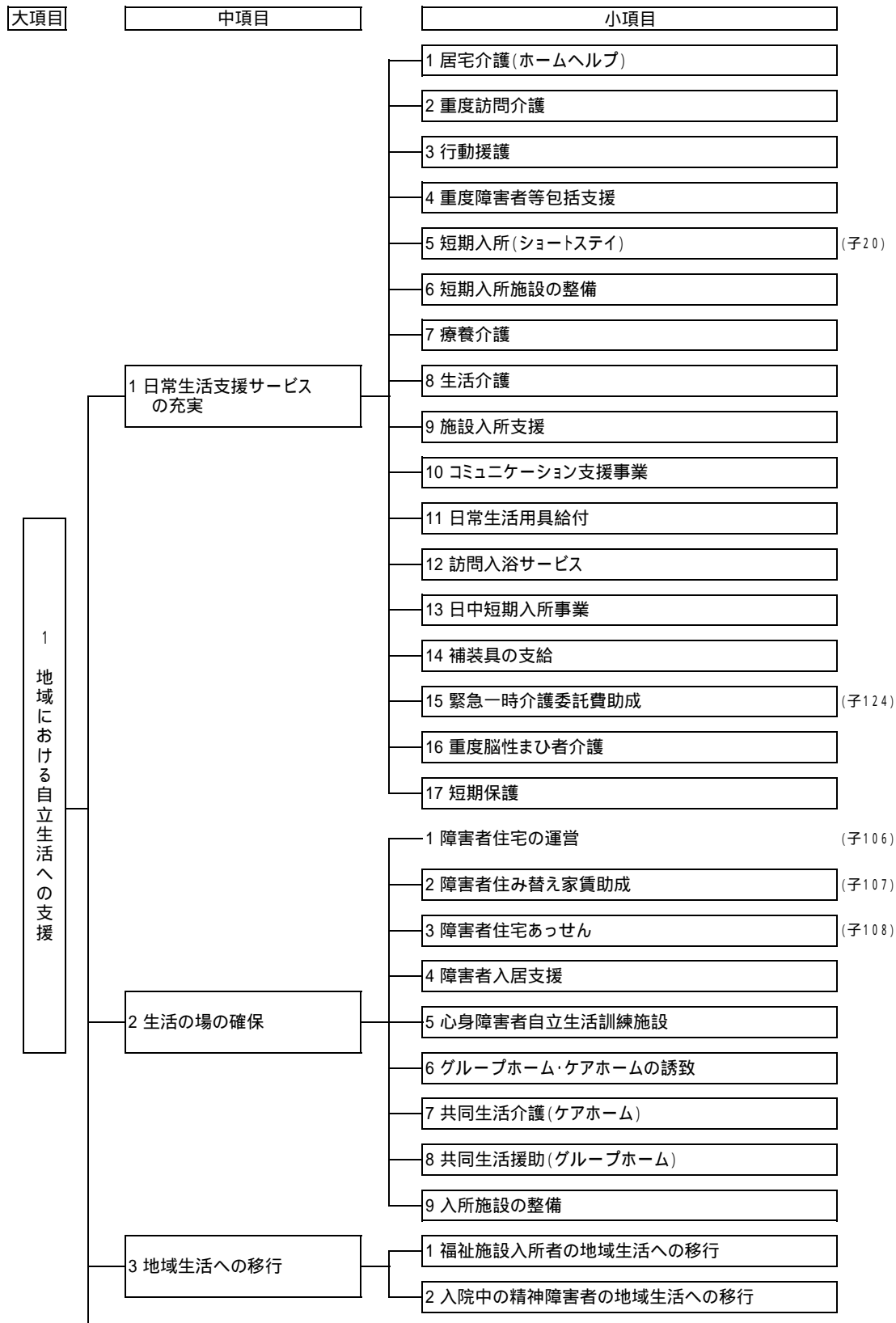
- 障害者に対する人々の理解は深まりつつあります。しかし、まだ偏見や誤解のために社会生活において差別を受けるといった実態もあります。障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現するためには、障害についての正しい知識を広め、障害に対する理解を深めていくことが必要です。そのため様々な機会を通じて意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

また、障害者がスポーツ、文化活動など社会のあらゆる分野へ自発的に参加できるよう支援していきます。

---

\* **ユニバーサルデザイン** あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### (3) 障害者計画 体系図



【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に( )又は\*がついています。
- ( )…本計画(障害者計画)で取り上げています。
- \*…他の分野別計画で取り上げています。

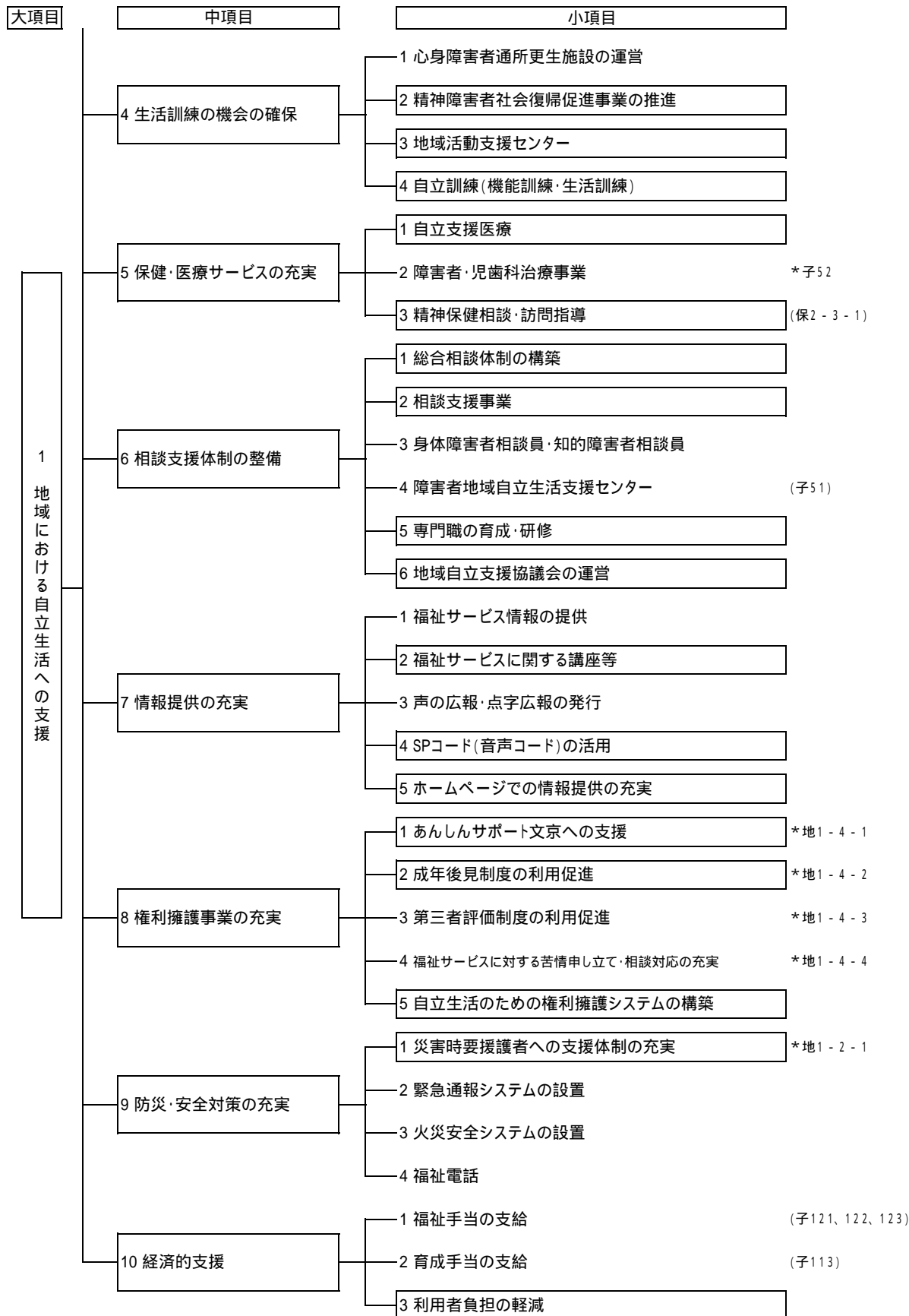
重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字+事業毎の連番又は大中小項目の枝番で表記しています。

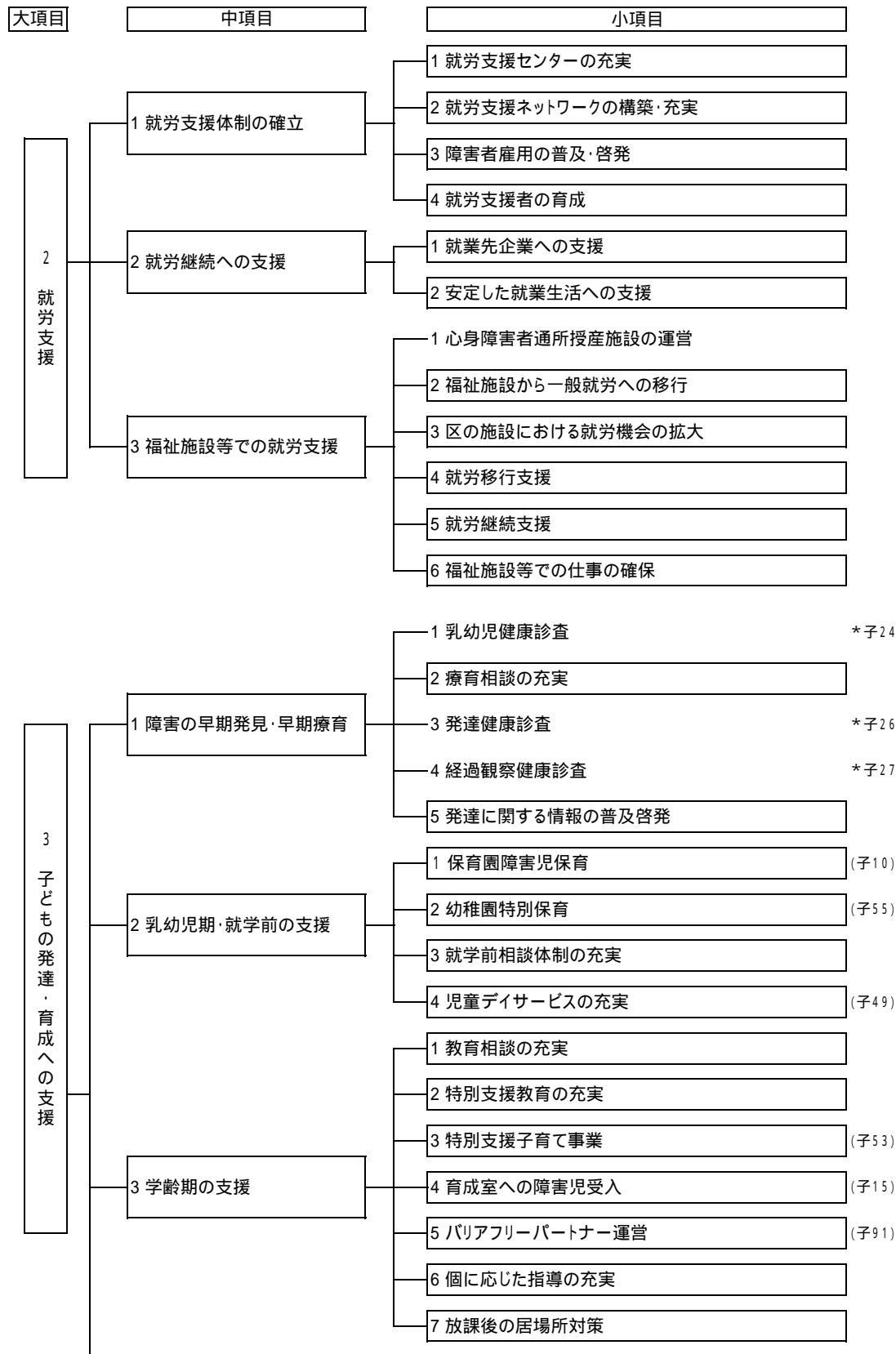
子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、障…障害者計画、保…保健医療計画、地…地域福祉の推進計画

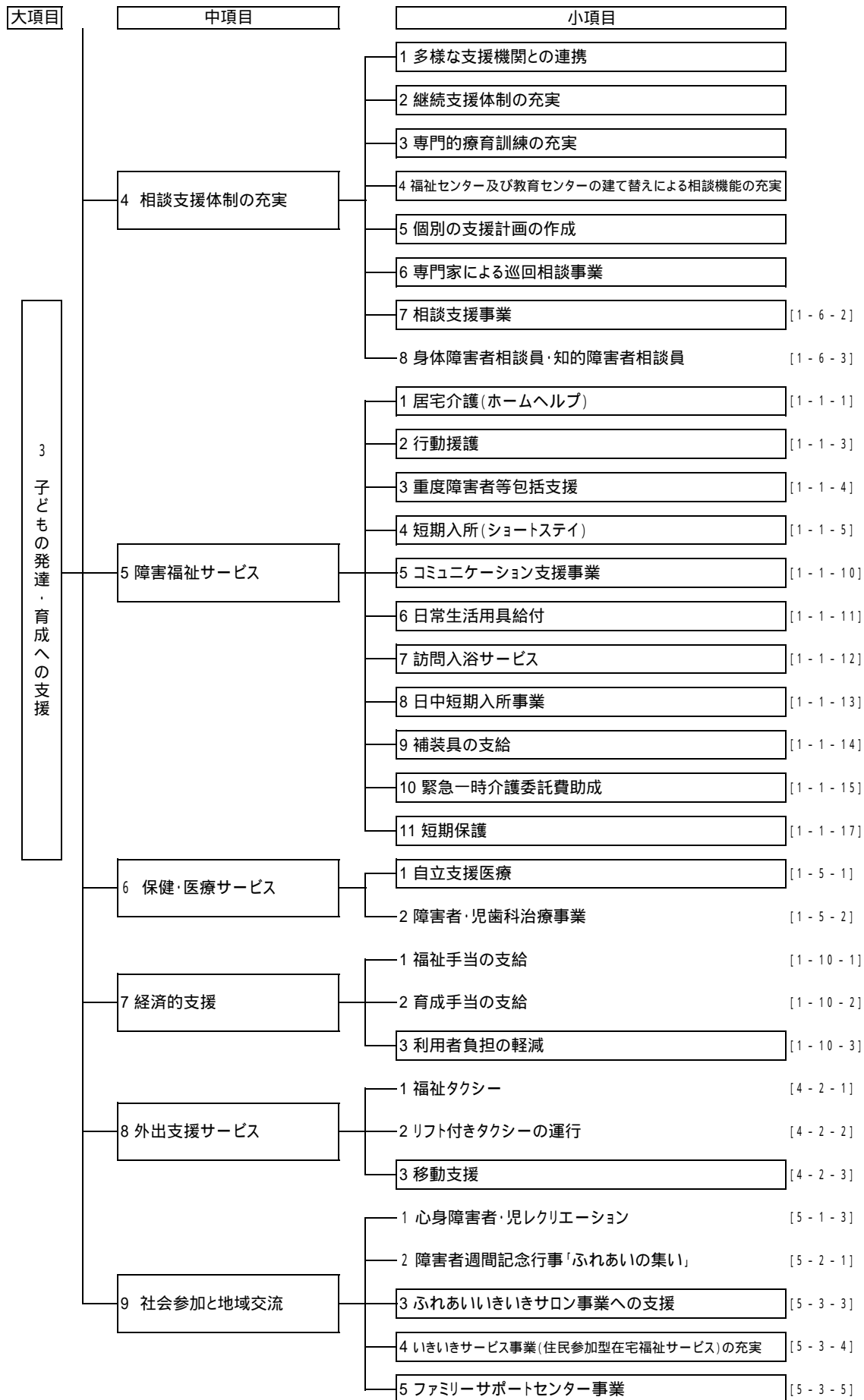
【凡例 障害者計画のみ】

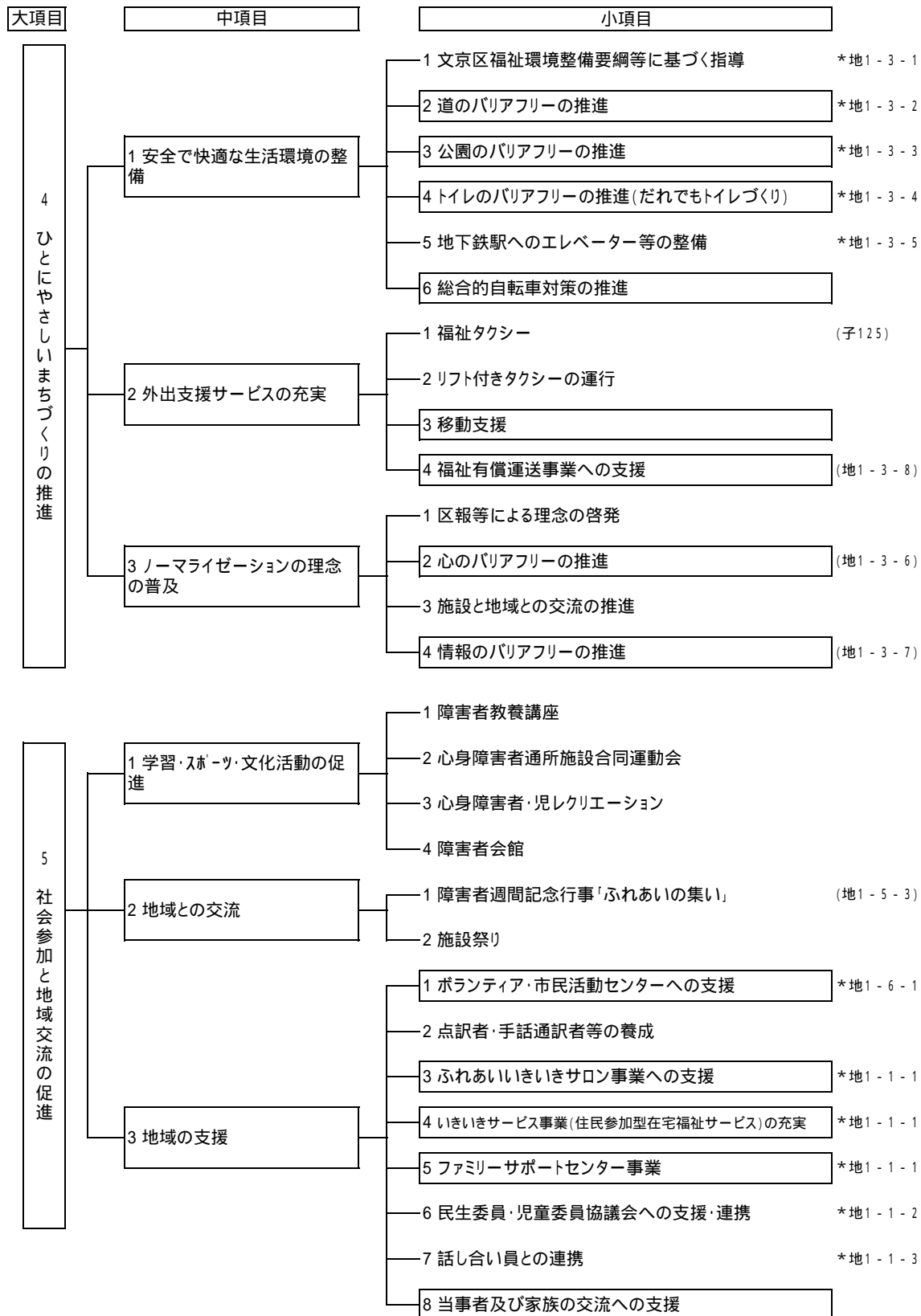
- ・障害者計画内の他の項目で取り上げている事業については、小項目の末尾に[ ]をつけて大中小項目の枝番で表記しています。
- その項目の計画事業内容については、[ ]を付した番号の箇所に記載しています(進行管理対象事業のみ)。

印は、障害福祉計画を作成するに当たって、基本的指針に即すべき事項(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)









## (4) 計画事業

### 1 地域における自立生活への支援

障害者の誰もが住み慣れた地域で生きがいのある自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれの障害程度や生活環境に応じた多様なサービスの提供が受けられることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実、相談体制・情報提供・権利擁護の充実などを図っていきます。

#### 1-1 日常生活支援サービスの充実

障害者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進できるように、在宅生活を支える多様なサービスの充実を図ります。

##### 1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）

現況（平成19年度末）	目 標																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護 利用時間数 13,016時間 (身体障害者 9,491時間) (知的障害者 725時間) (精神障害者 757時間) (障害児 2,043時間)</li> <li>利用者数 延800人 (身体障害者 560人) (知的障害者 40人) (精神障害者 122人) (障害児 78人)</li> <li>・家事援助 利用時間数 8,769時間 (身体障害者 6,216時間) (知的障害者 854時間) (精神障害者 1,120時間) (障害児 579時間)</li> <li>利用者数 延727人 (身体障害者 415人) (知的障害者 92人) (精神障害者 178人) (障害児 42人)</li> </ul>	<p>介護が必要な障害者・児に対して、自宅で食事の介護等の身体介護、調理・掃除等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護 利用時間数 15,077時間 利用者数 延932人</li> <li>※ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>14,006</td> <td>869</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>14,567</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>15,077</td> <td>932</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・家事援助 利用時間数 9,765時間 利用者数 延957人</li> <li>※ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>9,248</td> <td>859</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>9,526</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>9,765</td> <td>957</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	14,006	869	2 2	14,567	904	2 3	15,077	932	年度	利用時間数	利用者数	2 1	9,248	859	2 2	9,526	911	2 3	9,765	957
年度	利用時間数	利用者数																							
2 1	14,006	869																							
2 2	14,567	904																							
2 3	15,077	932																							
年度	利用時間数	利用者数																							
2 1	9,248	859																							
2 2	9,526	911																							
2 3	9,765	957																							

#### 【計画事業の表記について】

- ・枠囲みは、計画事業の現況及び目標を記載しており、実線は本計画で取り上げているもの又は他の分野別計画にあり本計画で見直しを行ったもので、点線は他の分野別計画の重複記載となるものです。
- ・目標欄には、事業趣旨・概要を表記し、可能なものは平成23年度又は平成23年度末の目標数値を表記しています。
- ・※印は、障害者自立支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、年度ごとの数値目標、必要量の見込みを定めることとされたものです。



### 1-1-2 重度訪問介護

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 55,108時間</li> <li>・利用者数 201人</li> </ul>	<p>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活又は社会生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 70,786時間</li> <li>・利用者数 延252人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>63,902</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>67,737</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>70,786</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	63,902	228	2 2	67,737	240	2 3	70,786	252
年度	利用時間数	利用者数											
2 1	63,902	228											
2 2	67,737	240											
2 3	70,786	252											

### 1-1-3 行動援護

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 0時間</li> <li>・利用者数 0人</li> </ul>	<p>知的障害や精神障害により行動上著しい困難のある障害者・児が、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出介護等を行い、自立した日常生活又は社会生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 756時間</li> <li>・利用者数 延12人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	756	12	2 2	756	12	2 3	756	12
年度	利用時間数	利用者数											
2 1	756	12											
2 2	756	12											
2 3	756	12											

### 1-1-4 重度障害者等包括支援

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 0時間</li> <li>・利用者数 0人</li> </ul>	<p>常時介護を要し、その介護の必要の程度が高い障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 3,120時間</li> <li>・利用者数 延12人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	3,120	12	2 2	3,120	12	2 3	3,120	12
年度	利用時間数	利用者数											
2 1	3,120	12											
2 2	3,120	12											
2 3	3,120	12											

### 1-1-5 短期入所（ショートステイ）

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 延1,328日 (身体障害者 383日) (知的障害者 704日) (精神障害者 24日) (障害児 217日)</li> <li>・利用者数 延97人 (身体障害者 20人) (知的障害者 39人) (精神障害者 6人) (障害児 32人)</li> </ul>	<p>自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 延2,165日</li> <li>・利用者数 延164人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>1,680</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1,882</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2,165</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	利用者数	21	1,680	139	22	1,882	150	23	2,165	164
年度	利用日数	利用者数											
21	1,680	139											
22	1,882	150											
23	2,165	164											

### 1-1-6 短期入所施設の整備

現況（平成19年度末）	目 標
_____	<p>在宅障害者のショートステイ利用や家族のレスパイト対応、自立生活の体験入所等、在宅福祉を補完する支援拠点としての機能を持った短期入所施設を整備する。</p>

### 1-1-7 療養介護

現況（平成19年度末）	目 標												
<p>心身障害者援護施設措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 延464日</li> <li>・利用者数 16人</li> </ul>	<p>医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 730日</li> <li>・利用者数 24人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>730</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>730</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>730</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	利用者数	21	730	24	22	730	24	23	730	24
年度	利用日数	利用者数											
21	730	24											
22	730	24											
23	730	24											

### 1-1-8 生活介護

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 47人</li> </ul>	<p>常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 166人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>166</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	81	22	110	23	166
年度	利用者数								
21	81								
22	110								
23	166								

### 1-1-9 施設入所支援

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 5人</li> </ul>	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 109人</li> </ul> ※ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	43	22	75	23	109
年度	利用者数								
21	43								
22	75								
23	109								

### 1-1-10 コミュニケーション支援事業

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣回数 延527回</li> </ul>	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣回数 延567回</li> </ul> ※ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>528</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>567</td> </tr> </tbody> </table>	年度	延回数	21	528	22	550	23	567
年度	延回数								
21	528								
22	550								
23	567								

### 1-1-11 日常生活用具給付

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施件数 1,457件</li> <li>・利用者数 延315人</li> </ul>	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施件数 1,853件</li> <li>・利用者数 延399人</li> </ul> ※ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施件数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>1,689</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1,782</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1,853</td> <td>399</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施件数	利用者数	21	1,689	366	22	1,782	384	23	1,853	399
年度	実施件数	利用者数											
21	1,689	366											
22	1,782	384											
23	1,853	399											

### 1-1-12 訪問入浴サービス

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 7人</li> <li>・利用回数 延143回</li> </ul>	入浴が困難な在宅の重度の身体障害者・児に、訪問による入浴の介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 10人</li> <li>・利用回数 延1,040回</li> </ul>

### 1-1-13 日中短期入所事業

現況（平成19年度末）	目 標												
短期入所（日中のみ） ・利用回数 43回 （身体障害者 40回） （知的障害者 0回） （障害児 3回） ・利用者数 延13人 （身体障害者 12人） （知的障害者 0人） （障害児 1人）	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。 ・利用回数 108回 ・利用者数 延36人 ※ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用回数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>90</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>100</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>108</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用回数	利用者数	21	90	33	22	100	34	23	108	36
年度	利用回数	利用者数											
21	90	33											
22	100	34											
23	108	36											

### 1-1-14 補装具の支給

現況（平成19年度末）	目 標
・交付 145件 （障害者 114件） （障害児 31件） ・修理 91件 （障害者 80件） （障害児 11件）	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。 ・交付 211件 ・修理 126件

### 1-1-15 緊急一時介護委託費助成

現況（平成19年度末）	目 標
・利用者数 21人 ・利用回数 延269回	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、家庭等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。 ・利用者数 25人

### 1-1-16 重度脳性まひ者介護

現況（平成19年度末）	目 標
・利用世帯数 15世帯 ・利用回数 延2,030回	脳性まひ者で身体障害者手帳1級を所持し、単独で屋外活動をすることが困難な障害者に、介護人を派遣し、在宅生活の支援を図る。 ・利用世帯数 15世帯 ・利用回数 延2,160回

### 1-1-17 短期保護

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 9,751時間 （障害者 3,313時間） （障害児 6,438時間）</li> <li>・利用者数 延486人 （障害者 111人） （障害児 375人）</li> </ul>	<p>心身障害者・児の介護にあたっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護者の負担軽減を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間数 14,591時間</li> <li>・利用者数 延628人</li> </ul>

### 1-2 生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、個々の障害に応じた多様な生活の場を確保していくことが緊急な課題となっています。

そのため、障害者住宅のあっせんや住み替え家賃の助成などを通じた居住の安定化の支援や、グループホームやケアホームの整備を推進します。また、多様な地域生活支援機能を備えた入所施設を整備するための準備に取り組みます。

#### 1-2-2 障害者住み替え家賃助成

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み替え時の家賃差額等を助成 新規 0件 継続 3件</li> </ul>	<p>取壊し等による立ち退き要求又は住環境を改善するため、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、障害者世帯の居住の支援と安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規3件</li> <li>・継続12件</li> </ul>

#### 1-2-3 障害者住宅あっせん

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅あっせん 申請件数 3件 成約件数 0件</li> <li>・住み替え相談会 開催回数 4回（1日間）</li> </ul>	<p>住宅に困窮する障害者世帯に、宅地建物取引業協会文京区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことにより、住宅の確保を支援し、居住の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅あっせん 申請件数 24件 成約件数 3件</li> <li>・住み替え相談会 開催回数 18回</li> </ul>

#### 1-2-4 障害者入居支援

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すみかえサポート 0件</li> <li>・家賃債務保証制度 0件</li> <li>・あんしん入居制度 0件</li> </ul>	<p>連帯保証人が確保できない等で住み替えの困難な方に対し、民間保証会社や国、都の保証サービス等を提供するとともに、利用した費用の一部を助成することにより、入居時の不安解消や住み替えの円滑化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すみかえサポート 3件</li> <li>・家賃債務保証制度 1件</li> <li>・あんしん入居制度 1件</li> </ul>

#### 1-2-5 心身障害者自立生活訓練施設

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数</li> <li>藤の木荘 延17人</li> <li>動坂福祉会館 延22人</li> </ul>	<p>心身障害者・児を保護し、家庭に準ずる生活をしながら、地域社会の中で自立した生活ができるよう、日常生活の訓練や指導を行い、自立生活の支援を図っていく。</p>

#### 1-2-6 グループホーム・ケアホームの誘致

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内 4棟（定員23人）</li> </ul>	<p>障害者が地域の中で、共同して自立生活が送れるよう、民間事業者等による事業を誘致し、グループホームやケアホームの整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2棟（10人）</li> </ul>

#### 1-2-7 共同生活介護（ケアホーム）

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 24人</li> </ul>	<p>障害者が共同生活を行う住居において、食事や入浴等の介護や日常生活上の援助を行い、地域における自立した日常生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 32人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	27	22	29	23	32
年度	利用者数								
21	27								
22	29								
23	32								

#### 1-2-8 共同生活援助（グループホーム）

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 23人</li> </ul>	<p>障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 29人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	25	22	26	23	29
年度	利用者数								
21	25								
22	26								
23	29								

### 1-2-9 入所施設の整備

現況（平成19年度末）	目 標
身近な場所にあることを条件に新たな施設の設置を求める声が挙げられており、都外施設入所者からは区内施設ができれば移りたいとの要望もある。	入所施設による専門的支援が真に必要な障害者の利用と、地域生活に向けた訓練の実施による入所者の地域生活への移行や、在宅者の自立生活への移行を促進するため、福祉センター建て替えにあわせ、多様な地域生活支援機能を備えた、地域生活支援型入所施設を整備する。 また、在宅障害者のショートステイ利用や家族のレスパイト機能、グループホームの緊急時のバックアップ機能等、在宅福祉を補完する支援拠点としての機能もあわせ持たせるため、短期入所施設も併設して整備する。

### 1-3 地域生活への移行

障害者が自ら選択した場所に居住し、その有する能力や適性に応じた生活をし、社会に参加していく必要があります。そのため、障害者が入所施設などから地域生活へ移行できるよう支援していきます。

#### 1-3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

現況（平成19年度末）	目 標
・人数 4人	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるようにするため、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 ※平成23年度 12人

#### 1-3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

現況（平成19年度末）	目 標
	受け入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者が地域で自立した生活を送ることを可能にするため、住居および通所訓練施設等の確保や相談体制の充実を含めた、保健・医療・福祉サービスを実施し、地域生活への移行を支援する。また東京都や各関係機関との連携を強化し精神障害者の福祉の向上を図る。

### 1-4 生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して生活していけるよう、障害者一人ひとりの障害等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行っていきます。

#### 1-4-2 精神障害者社会復帰促進事業の推進

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 139回</li> <li>・参加人数 延1,432人</li> </ul>	医療機関との連携を強化し、精神障害者の地域生活への移行を進める。精神障害者の社会復帰に向けて、区内精神障害者施設との連携を図り、より効果的な役割について検討する。

#### 1-4-3 地域活動支援センター

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置数 3か所</li> </ul>	障害特性等に応じて、創作的活動の提供等を行うことにより、障害者の地域生活支援を図る。								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置数 5か所</li> </ul>								
	※ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設置数	21	4	22	4	23	5
年度	設置数								
21	4								
22	4								
23	5								

#### 1-4-4 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 7人</li> </ul>	文京福祉センター等を活用して一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるように支援する。								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 37人</li> </ul>								
	※ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	18	22	24	23	37
年度	利用者数								
21	18								
22	24								
23	37								

#### 1-5 保健・医療サービスの充実

障害者が地域においていつまでも健康で暮らしていけるよう、必要な保健・医療サービスを充実していきます。

##### 1-5-1 自立支援医療

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生医療 76人</li> <li>・育成医療 19人</li> <li>・精神通院 1286人</li> </ul>	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行い、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。



### 1-5-3 精神保健相談・訪問指導

現況（平成19年度末）	目 標
・精神保健相談 実施回数 48回 延人数 105人 ・訪問指導 実人数 985人 延人数 4,251人	精神科医・保健師による相談、訪問を行い、地域の精神障害者、家族、区民に対し、予防から社会復帰まで総合的に支援する。

### 1-6 相談支援体制の整備

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会参加を進めていくため、いつでも安心して相談でき、適切な支援を得て自らの力を発揮できるような体制の整備、充実に取り組めます。

#### 1-6-1 相談支援体制の構築

現況（平成19年度末）	目 標
適切な相談相手がみつからず、不安を抱えている人が多い。安心して相談ができて、適切な支援につながることで体制構築が求められている。	障害者・児の保護者等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に応じ、自立支援施策の企画、調整、自立生活に必要な各種情報の収集、提供、権利擁護のための必要な援助など、専門的な相談支援が実施できる新たな体制を確保する。 また、安心して相談できる体制構築のために、関係機関や地域とのネットワークの構築を進めるとともに、相談に係るネットワークの核となる組織や機関の整備を進める。

#### 1-6-2 相談支援事業

現況（平成19年度末）	目 標								
・実施事業所 4か所	障害者・児やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行い、自立生活の促進を図る。 ・実施事業所 5か所 ※ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> （平成23年度個別計画作成対象者数 10人）	年度	実施箇所数	21	4	22	5	23	5
年度	実施箇所数								
21	4								
22	5								
23	5								

### 1-6-5 専門職の育成・研修

現況（平成19年度末）	目 標
専門的な視点からのアドバイスを望む声が多く、また家族支援の観点からも、適切に支援ができるよう相談担当職員の専門性向上が求められている。	専門性が高い多様な相談に応じられるよう、民間研修への派遣・参加を促進するとともに、大学や専門機関と連携しながら、障害福祉の専門研修や障害福祉のスタッフによる研究・発表などを実施することにより、職員の資質の向上を図る。

### 1-6-6 地域自立支援協議会の運営

現況（平成19年度末）	目 標
・設置 平成20年3月	障害者が地域において障害福祉サービスを利用して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また相談支援事業が適切かつ効果的に実施できるようにするとともに、障害者の権利擁護や虐待に対する迅速な対応と未然の防止を図ることが求められている。そこで、地域自立支援協議会において、関係者が抱える困難事例や、権利擁護に関する課題等について関係者間で情報を共有しながら、相談体制や関係者のネットワーク、対応方法等について、具体的に協議を行う。

## 1-7 情報提供の充実

地域生活を送るうえで必要な情報を得ることができるよう、様々な機会を通して障害福祉サービス等に関する情報提供を充実します。

### 1-7-2 福祉サービスに関する講座等

現況（平成19年度末）	目 標
情報について、どこで手に入ればよいか分からない、内容が難しいとの意見があり、講習会等がわかりやすい情報提供方法として求められている。	障害者が必要とする障害福祉サービス等に関してわかりやすく情報を得ることができるよう、福祉サービスに関する講座や勉強会等に対する支援や、福祉に関する講演会等の開催を行う。

### 1-7-4 SPコード（音声コード）\*の活用

現況（平成19年度末）	目 標
・「心身障害者福祉のてびき」にSPコードを導入	視覚障害者に対する通知文や、パンフレット、冊子等にSPコードの活用を進め、視覚障害者に対する情報提供の格差是正を進める。

\* SPコード（音声コード） 紙に掲載された情報をデジタルに変える、二次元コードです。切手サイズで約800文字の記録ができ、専用読み取り装置により音声で内容を確認することができます。

### 1-7-5 ホームページでの情報提供の充実

現況（平成19年度末）	目 標
・ホームページによる情報提供	ホームページで情報提供を行う機会が増えており、ホームページの情報に関する量・質の充実に努めるとともに、誰でもが使いやすく情報が探しやすいよう整備を進める。

### 1-8 権利擁護事業の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、権利擁護事業の充実に図ります。

#### 1-8-1 あんしんサポート文京への支援（地域福祉の推進計画1-4-1重複記載）

現況（平成19年度末）	目 標
・福祉サービス利用援助事業 15件	区民の福祉サービス利用等に伴う苦情解決と福祉サービスの利用支援を一体的に実施することにより、利用者の権利保護を図るとともに、広報紙・ホームページや学習会、出前講座等の様々な手段により事業の周知を図っていく。 また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携が図れるよう、関係機関連絡会を設置し地域ネットワークを構築する。 ・福祉サービス利用援助事業等の利用件数 22件増（平成23年度末）
・財産保全管理サービス 28件	
・法律相談 22件	

（実施：社会福祉協議会）

#### 1-8-2 成年後見制度の利用促進（地域福祉の推進計画1-4-2重複記載）

現況（平成19年度末）	目 標
・一般相談 496件 内訳 区 89件 社会福祉協議会 138件 地域包括支援センター269件	成年後見制度に関する講演会、研修会等を区民や関係職員等を対象に実施し、制度への理解と普及を図り更なる活用につなげていく。 また、成年後見制度の利用相談については、区、社会福祉協議会及び地域包括支援センターによる一般相談、社会福祉協議会による専門相談を引き続き実施し対応する。相談等における困難事例については、障害者地域自立支援協議会で成年後見制度の利用も踏まえ検討を行う。
・専門相談 20件	
・後見人学習会・講演会の開催 5回 内訳 区 2回（内1回は社協との共催） 社会福祉協議会 3回	制度利用が必要にもかかわらず、申立てを行う親族がいない等の場合には、区長がかかわって後見などの審判の申立てを行う。 ・学習会、講演会等 5回/年
・区長申立て 1件	

### 1-8-5 自立生活のための権利擁護システムの構築

現況（平成19年度末）	目 標
<p>将来に対する漠然とした不安や親のリタイア後の心配も多く、権利侵害を未然に防ぎ、何か起きた時にも適切に対処できるよう権利を守る仕組みが求められている。</p>	<p>地域自立支援協議会を中心として、障害者が自立して生活するために、権利擁護に関して適切に対応のできる相談体制や関係機関との連携、地域のネットワークづくりなどシステムの構築に向けた検討を進める。</p> <p>また、障害者本人や関係者が生活上のトラブルについての知識を広げ、権利擁護の制度を適切に利用することができるよう、障害者本人への啓発、学習支援や、支援者の研修を行う。</p>

### 1-9 防災・安全対策の充実

障害者が地域で安全に暮らしていけるよう、災害要援護者に対する支援のネットワークを整備するとともに、防災・安全対策を充実していきます。

#### 1-9-1 災害時要援護者への支援体制の充実（地域福祉の推進計画1-2-1重複記載）

現況（平成19年度末）	目 標
<p>平成19年11月事業開始 平成20年3月末現在の登録者数 3,622名</p>	<p>高齢者や体の不自由な人など、災害発生時に支援が必要な人の申請に基づき、「災害時要援護者名簿」を作成し、協力関係機関である警察署、消防署、区民防災組織及び民生・児童委員に名簿を提供し、災害時における要援護者の安否確認、避難誘導等の支援を図る。</p>

### 1-10 経済的支援

利用者負担を軽減するとともに、手当の充実や財源の確保を国や都に要望していきます。

#### 1-10-3 利用者負担の軽減

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援 36時間無料</li> <li>・区立福祉作業所の利用者負担軽減</li> <li>・ストマ用装具の利用者負担無料</li> </ul> <p style="text-align: right;">他</p>	<p>地域生活支援事業の自己負担金に上限額を設けるとともに、ガイドヘルプ等については自己負担を無料とするなど、障害福祉サービス利用者の負担軽減を図る。</p>

## 2 就労支援

障害者が地域で自立した生活を送っていくために、障害者がその意欲と能力に応じて働けるよう、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行うとともに、障害の特性に応じた支援策を推進していきます。

また、福祉、保健、雇用、教育等の関係機関による就労支援ネットワーク（文京区障害者就労支援連絡会議）を活用し、支援を実施します。

### 2-1 就労支援体制の確立

障害者の就労支援を図るため、就労相談や地域の福祉施設等と連携した就労訓練、就労継続支援など、就労支援センターを中心に障害者の就労を進めていきます。

また、今まで以上に公共職業安定所等との連携を図り、区内の就労先の開拓等に取り組んでいきます。

#### 2-1-1 就労支援センターの充実

現況（平成19年度末）	目 標
障害者就労支援センター開設 （平成19年5月） ・新規就労者 17人	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について就労支援センターを中心に実施し、障害者の一般就労*や就労定着の促進を図る。 ・就労継続者数 35人

#### 2-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

現況（平成19年度末）	目 標
文京区障害者就労支援連絡会議の設置（平成19年6月）	就労支援や雇用の情報等の共有化を図り、福祉施設等からの就労や、就労した障害者を支えていく仕組みを確立していくため、関係機関とのネットワーク（文京区障害者就労支援連絡会議）を活用していく。

#### 2-1-3 障害者雇用の普及・啓発

現況（平成19年度末）	目 標
・講演会 1回	障害者の一般就労の機会を拡大し、障害者が安心して働き続けることができるよう、障害者本人の就労意欲の啓発や企業に対する障害者雇用に当たっての情報提供・理解の促進を図る。

\* 一般就労 雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労することをいいます。

#### 2-1-4 就労支援者の育成

現況（平成19年度末）	目 標
（平成20年度 就労支援者研修会開催）	障害者の一般就労を進めていくため、地域の福祉施設の職員等を対象に障害者就労支援技術等についての研修会を実施し、就労支援者の育成を図る。

#### 2-2 就労継続への支援

地域の福祉施設や公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労している障害者が安心して働き続けられるように、また就業先の企業が障害者の雇用を継続していけるように支援していきます。

##### 2-2-1 就労先企業への支援

現況（平成19年度末）	目 標
・企業訪問の実施	企業が雇用している障害者等について、企業からの相談や障害者が職場適応をするための人的支援等を実施する。

##### 2-2-2 安定した就業生活への支援

現況（平成19年度末）	目 標
・「たまり場」の開催 6回	定期的な職場への連絡・訪問や、就業している障害者が集まって情報交換や仲間づくりができる「たまり場」等の実施、就業生活に必要な知識を得るための講座等の開催など、障害者が地域で安定して就業生活を送るための支援を推進する。

#### 2-3 福祉施設等での就労支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上を図るための支援を行うとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対して働く場を提供します。

##### 2-3-2 福祉施設から一般就労への移行

現況（平成19年度末）	目 標
・移行人数 4人	福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるよう、必要な訓練を行い一般就労へ移行することを推進する。 ※平成23年度 5人

### 2-3-3 区の施設における就労機会の拡大

現況（平成19年度末）	目 標
（平成20年度 インターンシップを開始）	障害者の働く場を拡大するため、区の施設において、障害者インターンシップ等の就労の機会を提供するとともに、区の委託業務等に関しても、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図っていく。

### 2-3-4 就労移行支援

現況（平成19年度末）	目 標								
・利用者数 9人	<p>一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。</p> <p>・利用者数 24人</p> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	13	22	13	23	24
年度	利用者数								
21	13								
22	13								
23	24								

### 2-3-5 就労継続支援

現況（平成19年度末）	目 標								
・利用者数 49人	<p>一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。</p> <p>・利用者数 151人</p> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>151</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	59	22	64	23	151
年度	利用者数								
21	59								
22	64								
23	151								

### 2-3-6 福祉施設等での仕事の確保

現況（平成19年度末）	目 標
福祉施設における障害者の就労意欲の増進を図るため、工賃の増加が求められている。	福祉施設における利用者の工賃の増加を図るため、区や民間企業からの発注の増大が求められている。そこで、福祉施設が受注できる物品や役務作業について区役所内に情報提供し、区内福祉施設への発注の増大を促進する。また、区内中小企業に対しても同様の情報提供と発注依頼を行っていく。

### 3 子どもの発達・育成への支援

障害の早期発見、早期療育を推進するため、福祉・保健・医療・教育等の多様な機関の連携により、検診と相談の充実をはかります。

保護者の理解と協力のもと発達段階に応じた個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との情報の共有化等により、乳幼児期から就学期、卒業後にいたる継続した障害児及び家族の支援を進めます。

また、就学後の療育機会の拡充や特別支援教育の充実を図るとともに、障害や福祉サービスに関する情報提供を積極的に行っていきます。

#### 3-1 障害の早期発見・早期療育

肢体不自由児や知的障害児だけではなく、広汎性発達障害\*、学習障害\*、注意欠陥多動性障害\*等の発達障害児にとっても、障害の早期発見と早期療育が大切です。関係機関との連携により、早期発見の機会をさらに充実させるとともに、発達に関する情報や相談窓口の周知の徹底を図ります。

##### 3-1-2 療育相談の充実

現況（平成19年度末）	目 標
・新規相談 87件 ・継続相談 延件数 399件	文京福祉センターにおいて、保健サービスセンター、医療機関等の関係機関との連携を密にするとともに、発達に何らかの遅れを持った乳幼児を早期に発見し、必要な支援に繋げる。

##### 3-1-5 発達に関する情報の普及啓発

現況（平成19年度末）	目 標
子どもに障害があるとわかった場合にどこにいけばいいかわからず、不安を抱えている親が多い。また、障害に関する情報を得る機会や場所がないとの声がある。	ホームページやパンフレットなど様々な方法で、発達に関する情報について、出産前の保護者への普及啓発を行う。また、子どもの発達に関する相談窓口や支援内容についての情報の周知を図っていく。

\* 広汎性発達障害 WHOの国際疾病分類で採用されている概念で、コミュニケーション、対人関係等に障害があることで特徴づけられる発達障害を指します。

\* 学習障害 LD (Learning Disabilities)。基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

\* 注意欠陥多動性障害 ADHD (Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。



### 3-2 乳幼児期・就学前の支援

健康検査や療育相談の結果、発育や発達に支援を必要とする乳幼児に対して、適切な療育や、保育園や幼稚園での個に応じた支援を進めます。また、特別な支援を必要とする児童の小学校への就学に際しては、就学前機関との連携により就学支援シートを作成し、継続した支援を行います。

#### 3-2-1 保育園障害児保育

現況（平成19年度末）	目 標
区立保育園18園で障害児保育を実施 ・対象園児 22人	個に応じた支援を行うことにより、特別な支援を必要とする幼児の発達促進を図る。 （平成22年度に改定する「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）においても検討する予定である。）

#### 3-2-2 幼稚園特別保育

現況（平成19年度末）	目 標
区立幼稚園（全園）で特別保育事業を実施 ・対象園児 26人（9園） ・講師6人、臨時職員5人配置	個に応じた教育支援を行うことにより、特別な支援を必要とする幼児の発達促進を図る。 （平成22年度に改定する「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）においても検討する予定である。）

#### 3-2-3 就学前相談体制の充実

現況（平成19年度末）	目 標
平成19年度から相談員を2人に増員し相談体制の充実を図った。 就学相談委員会を設置し、支援をつなぐ相談体制を整備した。 ・就学相談 小学校28件 中学校17件 ・転学相談 小学校6件 中学校1件 ・幼稚園 新規15件 継続15件 福祉センターでは、学校見学会への同行や卒園児の保護者を交えての、就学説明会を開催した。	特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談において、個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学相談委員会の円滑な運営をめざす。 また、小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。

### 3-2-4 児童デイサービスの充実

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 2,797日</li> <li>・利用者数 392人</li> </ul>	<p>文京福祉センター等において、心身の発達になんらかの遅れのある幼児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活・社会生活への適応訓練等を行い、子どもの発達・育成への支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 2,722日</li> <li>・利用者数 延354人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>2,602</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>2,668</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2,722</td> <td>354</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	利用者数	21	2,602	340	22	2,668	347	23	2,722	354
年度	利用日数	利用者数											
21	2,602	340											
22	2,668	347											
23	2,722	354											

### 3-3 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの障害の状態や、教育ニーズに応じたきめ細かな教育的支援を推進します。また、放課後の居場所対策の充実を図ります。

#### 3-3-1 教育相談の充実

現況（平成19年度末）	目 標
<p>教育センター総合教育相談事業の一環として様々な相談に応じている。発達と障害を主訴とした相談件数は、教育相談室：121件（31%）。そのほか区立小・中学校に配置しているスクールカウンセラー・派遣している巡回相談員、区立幼稚園・保育園へ訪問している子育て支援カウンセラーへの相談も多数ある。</p>	<p>各学校・園と総合教育相談の各機能の連携を深め、不登校対策、特別支援教育の充実を始めとし、幼児・児童・生徒の問題行動および教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けた支援を効果的に行っていく。また、福祉センター、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター等との連携を図りながら、より継続的・効率的・総合的な支援を目指していく。</p>

#### 3-3-2 特別支援教育の充実

現況（平成19年度末）	目 標
<p>特別支援教育支援員を小・中学校に31人配置</p>	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒が発達段階に応じた適切な教育が受けられるよう体制の整備を図る。</p>

#### 3-3-3 特別支援子育て事業

現況（平成19年度末）	目 標
<p>区内林町小学校内「ふれんど」にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者数 20人</li> <li>・利用者数 延276人</li> </ul>	<p>特別な支援を必要とする児童を一時的に預かることにより、保護者の社会参加を促進する。また、広報等により、登録者、利用者の拡大に努める。</p> <p>（平成22年度に改定する「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）においても検討する予定である。）</p>

### 3-3-4 育成室への障害児受入

現況（平成19年度末）	目 標
全育成室25室の障害児受入れ 枠を概ね3名として実施 ・障害児の学年延長を実施 ・在籍児童数 54人 うち学年延長 18人	各育成室において障害児の受入れを行うことにより、放課後対策の充 実を図る。 （平成22年度に改定する「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画） においても検討する予定である。）

### 3-3-5 バリアフリーパートナー\*運営

現況（平成19年度末）	目 標
配慮を要する児童・生徒への支 援を大学生やNPOと協働で実施 ・区立幼稚園6園 ・区立小学校19校 ・区立中学校3校	今後もさらにバリアフリーパートナーのレベルアップを図る。 また、円滑な運営が可能となるよう、大学等と連携して人材確保・質 の向上に努める。

### 3-3-6 個に応じた指導の充実

現況（平成19年度末）	目 標
通常の学級及び特別支援学級 における障害のある児童・生徒に 対する特別支援教育のよりよい あり方や指導の実際についての 研修を実施 ・特別支援教育コーディネーター *の全小・中学校への配置終了 ・特別支援教育研修会 全教職員 年6回 ・特別支援教育コーディネーター 養成研修 年6回	今後もさらなる研修会の充実を図る。 ・特別支援教育コーディネーター、特別支援教育コーディネーター候補 者、全教職員と対象を明確にし、効果的な研修の実施を図る。 ・特別支援教育コーディネーター研修会新設 年5回 ・大学教授、特別支援学校コーディネーター等の専門家との連携を強め、 実践的、具体的な研修を推進する。

\* バリアフリーパートナー 心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子供たちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるようにサポートする学校ボランティア。

\* 特別支援教育コーディネーター 各学校において学校長が指名し、特別支援教育体制推進のために、専門委員会や巡回相談員、関係機関や保護者等との連絡調整等を行う指導的な役割を担う者。

### 3-3-7 放課後の居場所対策

現況（平成19年度末）	目 標
（平成20年度 中高生の放課後居場所対策事業を開始）	障害のある中学・高校生の放課後の活動の場所を確保し、日常生活上の指導を行うとともに、余暇活動の充実及び障害児の家族の一時的な休息の支援を図る。 ・2か所

### 3-4 相談支援体制の充実

教育・福祉・保健医療等の連携を強化し、個人情報に配慮しながら、関係機関が情報を共有することで、発達段階に応じた支援の充実を図ります。

また、建て替え後の福祉センターと教育センターについては、福祉と教育の垣根を可能な限り取り払ったわかりやすい相談窓口を置いて、障害の早期発見はもとより、乳幼児期から就学後にいたるまで一体的支援が行なえる体制をめざしていきます。

#### 3-4-1 多様な支援機関との連携

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮児相談支援体制検討委員会</li> <li>・特別支援教育連携協議会準備会</li> </ul> 福祉センターでは、保健サービスセンターの発達検診への定期的立会いや、幼稚園の配慮児を対象としたケース連絡会を教育センターと実施	教育、福祉、保健等の関係機関が、障害の早期発見や支援の強化のために、必要に応じて、連絡会や情報交換を行う。 支援のためのネットワークである、教育、福祉、保健等の関係機関からなる、特別支援連絡協議会を設置する。

#### 3-4-2 継続支援体制の充実

現況（平成19年度末）	目 標
福祉センターでは、通所者の就学に際して、「就学支援シート」により情報提供をおこなった。	乳幼児から学齢期とライフステージが変わっても、継続した支援をするため、「就学支援シート」等の作成システムを確立する。 個別支援計画を活用し、福祉センター、教育センター、各教育機関、保育園の連携を更に強化し、継続支援の充実を図る。

#### 3-4-3 専門的療育訓練の充実

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法 延767回</li> <li>・作業療法 延646回</li> <li>・言語療法 延1143回</li> </ul>	福祉センターで、発達になんらかの遅れのある幼児を対象に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訓練体制の充実を図る。就学後の児童に対しても、療育訓練の機会の拡充をめざす。

### 3-4-4 福祉センター及び教育センターの建て替えによる相談機能の充実

現況（平成19年度末）	目 標
2施設の建て替えについて、全庁組織として検討会を設置し、7回の検討を行った。 （平成20年度 区民参画による検討協議会を設置）	福祉センターの療育相談機能と教育センターの教育相談機能の連携をより強固にするため、組織の垣根をできる限り取り払ったわかりやすい相談窓口を設置する。

### 3-4-5 個別の支援計画の作成

現況（平成19年度末）	目 標
・心身障害学級において「個別指導計画」を作成。 ・福祉センター、保育園、幼稚園で個別の支援計画を作成。	発達になんらかの遅れのある子どもを乳幼児期から学校卒業まで、一貫した支援をするため、学校や福祉センター、保育園、幼稚園、医療機関等の各機関が協力しながら、「個別支援計画」を作成する。 支援計画作成のためのアセスメントの内容及び方法の検討を加え、支援計画の質の向上を図る。

### 3-4-6 専門家による巡回相談事業

現況（平成19年度末）	目 標
臨床発達心理士派遣 小学校 86回 中学校 44回 子育て支援カウンセラー派遣 保育園 185回 幼稚園 107回 精神科医・臨床心理士等派遣 保育園 計9回	臨床発達心理士や子育て支援カウンセラー、精神科医等を通常の学級や保育園、幼稚園に派遣することで、要配慮児の支援と職員の指導育成を図る。 言語聴覚士等を特別支援学級に派遣して、学齢期における療育的支援の充実を図る。

#### 4 ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者をはじめ、すべての人が地域で安全で快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、文京区福祉環境整備要綱に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいまちづくりを進めます。

また、施設面のバリアだけでなく、人々の心のバリアを除いていくため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

##### 4-1 安全で快適な生活環境の整備

高齢者、障害者や子育て中の方などが安心して生活し、積極的に社会参加ができるよう道路、公園、公衆便所等の社会基盤のバリアフリーを進めます。

##### 4-1-2 道のバリアフリーの推進（地域福祉の推進計画1-3-2重複記載）

現況（平成19年度末）	目 標
平成19年度整備件数 70件 （平成19年度末累計 1,467件）	高齢者や障害者など誰もが積極的に社会参加できるように、歩道の幅や段差解消及び視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備を行い「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。
平成20年度整備件数 170件 （予定）	平成21年度整備件数 200件 " 22 " " 200件 " 23 " " 200件 累計 600件

##### 4-1-3 公園のバリアフリーの推進（地域福祉の推進計画1-3-3重複記載）

現況（平成19年度末）	目 標
平成19年度整備件数 入口改修等 6件 （平成19年度末累計 67件）	既設の公園、児童遊園、遊び場をバリアフリー化し、高齢者や身体障害者などだれもが憩える公園としていくために、公園内の水飲み場の改修・公園内の段差の改修等を行う。
平成20年度整備件数 水飲み場改修 17件（予定）	・平成21年度水飲み場改修を予定 10件 ・平成22年度水飲み場改修を予定 7件 ・平成23年度大規模改修による整備 1件

##### 4-1-4 トイレのバリアフリーの推進（だれでもトイレづくり）

（地域福祉の推進計画1-3-4重複記載）

現況（平成19年度末）	目 標
平成19年度整備件数 1件 （平成19年度末累計 4件）	高齢者、身体障害者及び子ども連れの方を含む全ての人が利用可能な「だれでもトイレ」を設置するとともに、既設トイレの機器類の更新及び内外装を改修する。
平成20年度整備件数 1件（予定）	・設置及び改修予定 3カ所（平成23年度末）

#### 4-1-6 総合的自転車対策の推進

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内18駅中15駅に自転車駐車場整備</li> <li>春日後楽園駅でサイクルステーション開設</li> <li>自転車実技教室と免許証等の発行</li> <li>幼児児童用ヘルメットの購入補助 (平成20年度 千石駅でサイクルステーション開設)</li> </ul>	<p>NPOや地域団体等と協働しながら、自転車駐車場の整備・レンタサイクル事業の実施・放置自転車の撤去等、総合的な自転車対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車安全走行可能箇所等の調査</li> <li>(仮称) サイクルステーション茗荷谷の開設</li> <li>自転車駐車場未設置駅の駐輪場整備</li> </ul>

#### 4-2 外出支援サービスの充実

障害者の外出を支援するため、福祉タクシー券の交付や、ガイドヘルパーによる移動支援の充実を図ります。また、福祉有償運送事業に対し支援していきます。

##### 4-2-3 移動支援

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用時間数 30,709時間 (障害者 25,048時間) (障害児 5,661時間)</li> <li>利用者数 延1,193人 (障害者 919人) (障害児 274人)</li> </ul>	<p>屋外での移動が困難な障害者・児に対して、社会参加のためのガイドヘルパー派遣を行い、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用時間数 43,111時間</li> <li>利用者数 延1,872人</li> </ul> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>38,009</td> <td>1,604</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>40,670</td> <td>1,749</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>43,111</td> <td>1,872</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	21	38,009	1,604	22	40,670	1,749	23	43,111	1,872
年度	利用時間数	利用者数											
21	38,009	1,604											
22	40,670	1,749											
23	43,111	1,872											

##### 4-2-4 福祉有償運送事業\*への支援（地域福祉の推進計画1-3-8重複記載）

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>助成 0件</li> </ul>	<p>移動困難な方への外出支援を促進するため、特定非営利活動法人等が道路運送法に基づき実施する福祉有償運送事業の運営費の一部を助成していく。</p>

\* 福祉有償運送事業 道路運送法に基づき国土交通大臣の登録を受けた非営利活動法人等が異動に制約のある方に対して実施する自家用自動車によるボランティア有償運送事業。

### 4-3 ノーマライゼーションの理念の普及

障害のある人もない人も、共に住み慣れた地域で生活していくためには、障害に対する正しい知識を広め、理解を深めることが必要です。そのために、様々な機会を捉え、意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

#### 4-3-2 心のバリアフリーの推進

現況（平成19年度末）	目 標
_____	<p>様々な機関との連携により、障害者や福祉への理解を深める取組みを進めていく。とりわけ、子どものときからの障害理解の促進が重要であるため、学校における総合的な学習の時間や学校行事等での福祉教育や社会教育のより一層の充実を図るとともに、障害のある人との交流も推進する。</p> <p>また、施設行事などを通じて交流を広げ、知り合う機会を作ることで相互理解を促進する。</p> <p>さらに、障害の特性などについて基本的な理解を深めるためのパンフレットや、障害者の権利に関する啓発パンフレットを作成し、一般の関心や理解を高めるよう努める。</p>

#### 4-3-4 情報のバリアフリーの推進

現況（平成19年度末）	目 標
_____	<p>視覚障害者や聴覚障害者等が円滑に情報を利用し意思を伝達できるよう、それぞれの障害に応じて情報機器の活用や対応方法の配慮を行いコミュニケーション手段の確保・充実を図る。</p> <p>また、情報提供の充実が図れるよう、情報機器の活用だけでなく適切な人的支援を行う。</p>



## 5 社会参加と地域交流の促進

心身に障害のある人が、生きがいを持って生活できるよう、また、スポーツ、経済、文化活動など社会のあらゆる分野への活動に参加できるよう支援します。

また、障害者施設などの地元開放や地域交流事業の充実を図り、障害者と地域住民との交流を促進します。

### 5-1 学習・スポーツ・文化活動の促進

障害者が学習・スポーツ・文化活動などに親しむことができるよう、障害者のための教養講座の開催や、心身障害者レクリエーション、通所施設の合同運動会などの充実を図ります。

### 5-2 地域との交流

障害者週間記念行事や施設祭りなどの様々な機会を通じて、障害者と地域住民との交流を図り、障害者に対する区民の理解を促進します。

### 5-3 地域の支援

社会福祉法人やボランティア、民間福祉団体などは、地域福祉の主要な担い手として大きな役割を果たしています。このような団体に対して支援していきます。

また、ボランティアの育成やボランティア調整機能の強化、地域のつながり作りに取り組み、暮らしやすい地域づくりを目指します。

#### 5-3-1 ボランティア・市民活動センターへの支援

(地域福祉の推進計画 1-6-1 重複記載)

現況 (平成19年度末)	目 標
<ul style="list-style-type: none"><li>夏のボランティア体験教室 参加者 66 人</li><li>シニア向けボランティアスクールの実施 修了者 10 人</li><li>ボランティア・市民活動まつり 参加団体 73 団体 ボランティア 138 人 来場者 1,600 人</li></ul>	<p>行政とボランティア団体との中間に位置する支援組織として、ボランティア研修等の充実や情報の収集と提供、専門性の向上などを図ることにより、ボランティアコーディネーターとしての機能強化を図る。</p> <p>また、NPO 団体、学校・企業・個人ボランティアとの連携を促進するために、「ボランティア・市民活動まつり」の企画運営を実行委員会方式で実施するほか、交流会等を開催することによりネットワークづくりを強化していく。</p> <p>さらに、災害ボランティアセンターを構築するうえで重要となる、災害時支援ボランティアを活用するための運営マニュアルを作成する。</p>

(実施：社会福祉協議会)

### 5-3-3 ふれあいいきいきサロン事業\*への支援

(地域福祉の推進計画 1-1-1 重複記載)

現況 (平成19年度末)	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者サロン 32か所</li> <li>・子育てサロン 8か所</li> <li>・障害者・児サロン 5か所</li> <li>・混合型サロン 4か所</li> </ul>	<p>孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていただけるように、高齢者に限らず、障害者や子育て世代等だれもが参加できる身近なサロン活動を支援する。この住民主体のサロン活動が区内に広がることを通じて、地域住民同士の支え合いによる新たなコミュニティの形成につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者サロン 40か所 (23年度末)</li> <li>・子育てサロン 8か所 (同上)</li> <li>・障害者・児サロン 9か所 (同上)</li> <li>・混合型サロン 17か所 (同上)</li> </ul>

(実施：社会福祉協議会)

### 5-3-4 いきいきサービス事業 (住民参加型在宅福祉サービス) の充実

(地域福祉の推進計画 1-1-1 重複記載)

現況 (平成19年度末)	目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービス (登録会員)</li> <li>利用会員 419人</li> <li>協力会員 127人</li> <li>(利用時間)</li> <li>家事援助 10,531時間</li> <li>介護援助 12,175時間</li> <li>大掃除等 3,122時間</li> </ul>	<p>高齢者や障害者等が、住み慣れた地域社会の中において充実した在宅生活を送れるよう、より一層区民ニーズに即したサービス提供を行っていく。</p> <p>住民参加型在宅福祉サービスの推進は、サービス提供者である協力会員の確保が最も重要となることから、ケーブルテレビ等様々な媒体を活用し、退職区民をターゲットに協力会員の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用会員 300人増 (23年度末)</li> <li>・協力会員 200人増 (同上)</li> </ul>

(実施：社会福祉協議会)

### 5-3-5 ファミリーサポートセンター事業

(地域福祉の推進計画 1-1-1 重複記載)

現況 (平成19年度末)	目 標
<p>地域の中での会員組織による子育ての相互援助を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供会員 180人</li> <li>・依頼会員 1,586人</li> </ul>	<p>会員からの援助活動の依頼によりアドバイザーが調整し、条件の合う提供会員を紹介することで、保育園や学校への送迎、自宅での一時的な預かりなどを行い、地域における住民相互の子育て支援を推進する。</p> <p>(平成22年度に改定する「子育て支援計画」(次世代育成支援計画)においても検討する予定である。)</p>

(実施：社会福祉協議会)

\* ふれあいいきいきサロン事業 孤立や閉じこもりをなくし、仲間づくりの活動をすすめる地域の方々の交流の場として、公共施設や寺院など地域の様々な場所で、食事会、趣味活動、おしゃべりを楽しむなど自由な活動を行っています。こうしたサロン活動は、社会福祉協議会が支援しています。

### 5-3-8 当事者及び家族の交流への支援

現況（平成19年度末）	目 標
<p>当事者同士で情報交換や気軽に話をする、交流の場が求められている。また、介護者や障害児の保護者などは大きな負担がかかっており、相互の交流が情報交換や負担感の軽減に果たす役割は大きい。</p>	<p>当事者や家族が交流を広げ、情報発信を行う機会を増やすため、グループの活動や講演会など交流の機会に際して、情報提供を行ったり相談に応じるなどきっかけ作りの支援を行うとともに、交流の場の確保についてさらなる充実を図る。</p>